

地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック

令和2年6月改訂

財務省理財局

目次

第1章	基本的考え方	1
第1節	「財務状況把握ハンドブック」の公表に至る経緯	1
第2節	本ハンドブックの目的	1
第3節	財務状況把握の対象	2
第4節	財務状況把握と実地監査の関係	2
第5節	本ハンドブックの見直し	3
第2章	行政キャッシュフロー計算書	4
第1節	行政キャッシュフロー計算書の作成	4
第1節	意義	4
第2節	枠組	4
	(参考 行政キャッシュフロー計算書と歳入歳出決算書の主な相違点)	6)
	(参考 満期一括償還の地方債)	12)
第2節	行政キャッシュフロー計算書の読み方	14
第1節	行政キャッシュフロー計算書における現金預金の流れ	14
	(参考 資金運用表)	14)
第2節	各活動区分の読み方	14
第3節	償還確実性との関係	17
第3章	主要な財務指標	18
第1節	債務償還可能年数	18
第2節	実質債務月収倍率	18
第3節	積立金等月収倍率	19
第4節	行政経常収支率	19
	(参考 債務償還可能年数と実質債務月収倍率、行政経常収支率との関係)	20)
	(参考 基礎的財政収支(プライマリー・バランス))	21)
第5節	健全化判断比率と財務状況把握における財務指標	21
第4章	財務状況把握	23
第1節	財務状況のモニタリング	23
第1節	基本的考え方	23
第2節	財務上の留意点の把握	23
第3節	要因の分析	26
第2節	ヒアリングの実施	27
第1節	ヒアリングの手順	27
第2節	ヒアリング対象団体の事前分析及びヒアリング事項の検討	27
第3節	ヒアリング事項の具体例	28
	(参考 着眼点の整理法)	30)
第4節	将来の見通しに関する事項	30

第3節 診断表の交付	31
行政キャッシュフロー計算書の作成要領	32
（参考 誤差を設定した背景）	36
（巻末資料）	
I 決算統計・行政キャッシュフロー計算書対応表（市町村）	46
II 財政投融资改革の総点検について（平成16年12月10日 財政制度 等審議会財政投融资分科会）（抜粋）	49
III 「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」の概要（平成21年 7月財政投融资に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政 融資に関するワーキングチーム）	50
IV 財政投融资を巡る課題と今後の在り方について（平成26年6月17 日 財政制度等審議会財政投融资分科会）（抜粋）	53

第1章 基本的考え方

第1 「財務状況把握ハンドブック」の公表に至る経緯

財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体（以下、「団体」）の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して、財務状況把握の結果概要（財務状況把握の結果をわかりやすく示す文書）（以下、「診断表」）の交付により、団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っている。

このような財務状況把握は、平成16年12月に財政制度等審議会財政投融资分科会がとりまとめた報告書「財政投融资改革の総点検について」において、「地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる」と指摘されたこと、また、地方債の許可制度から協議制度への移行や三位一体改革等、団体を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、平成17年度に開始したものである。

その後、平成20年6月に財政投融资分科会長が主催する「財政投融资に関する基本問題検討会」がとりまとめた報告書「今後の財政投融资の在り方について」において、「財務状況の把握については、導入から3年が経過したところであり、今後、その更なる充実を検討した上で、分析の結果に基づき財務状況の厳しい地方公共団体に対する財務改善のためのアドバイスを含め、その財務状況を早期に改善するために活用を図る」こととされた。

これを受け、平成20年6月に、基本問題検討会の下に「地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム」（座長：土居丈朗慶應義塾大学経済学部教授、以下、「地方ワーキングチーム」）が新たに設置され、地方ワーキングチームが平成21年7月にとりまとめた「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」を受け、「財務状況把握ハンドブック」を公表するに至った。以後、必要に応じ見直しを行ったうえで、毎年度公表している。

第2 本ハンドブックの目的

本ハンドブックは、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確保する観点から、団体の財務状況把握の方法について整理したものであり、財務局職員に財務状況把握の基本的な考え方や仕組を解説することを主たる目的としている。財務局職員が本ハンドブックに基づき財務状況把握をより効果的に実施し、団体と有意義な意見交換を行うことにより、財政融資資金の貸し手と借り手の間の相互理解が深まることが期待される。

このように、本ハンドブックは、財務局職員を主たる対象としているが、財政融資資金が公的資金であることに鑑みれば、財務状況把握の手法を一種の公共財として借り手である団体のみならず、広く国民に開示することが適当と考えられる。これにより、財務状況把握の手法が団体にとっても健全な財政運営の一つの指針となって、団体と財務局との間の円滑な意思疎通が図られる。このほか、金融機関や投資家の行動（市場規律）を通じ、団体の財務規律が間接的に高まることも期待される。

第3 財務状況把握の対象

財政融資資金の償還確実性を確認するに当たっては、普通会計債、公営企業債ともに借手は団体であることから、普通会計及び公営事業会計を合わせた団体全体を対象とする必要がある。

財務状況把握で作成する行政キャッシュフロー計算書は、普通会計を直接の対象としているが、これを利用して団体全体の債務償還能力を把握することが可能である。なぜなら、地方公営企業の債務償還能力が不足した場合、普通会計から公営企業会計に対する繰出金の増加、若しくは、普通会計の将来の財政負担額（資金不足額）の増加の形でその影響が捉えられるからである。

したがって、公営企業に係る財務状況把握は、公営企業が団体全体の債務償還能力にどの程度影響を与えるかという観点から行われており、普通会計から公営企業に対する繰出金や公営企業の資金不足額が普通会計の債務償還能力に及ぼす影響を分析の対象としている。

第4 財務状況把握と実地監査の関係

財務局においては、従来から団体に対する実地監査を実施しているが、平成20年度からは、公営企業の経営状況把握に重点を置いて実施している。

財務状況把握は、団体全体の債務償還能力と資金繰り状況の把握を行っているのに対し、実地監査は、貸付先である個別公営企業の経営状況の把握（このほか、貸付資金の使用状況、経理に関する事項のチェック、事業の成果に関する事項のチェック）を行っているという点が異なっている。言い換えると、財務状況把握はコーポレートファイナンス的な視点からのチェックを行っているのに対し、実地監査はプロジェクトファイナンス的な視点からのチェックを行っている。

ただし、実際にヒアリングを行う場合には、財務状況把握の対象となる普通会計の財務に影響を与えるおそれのある公営企業と実地監査の対象となる公営企業が重なり、同様の内容をヒアリングする場合があります。そこで、こうした場合においては、財務状況把握では普通会計の財務への影響の把握に留め、公営企業の収益性などの分析は実地監査で行い、公営企業の経営状況の把握及び評価の結果を財務状況把握にフィードバックすることで、財務状況把握と実地監査の有機的な連携を図る。

第5 本ハンドブックの見直し

本ハンドブックは、団体の財務の一般的な現状や、関連する現在の制度的枠組を前提としている。したがって、団体の財務状況の趨勢的な変化や地方財務に関する制度変更等が生じた場合は、本ハンドブックを速やかに見直す必要がある。

第2章 行政キャッシュフロー計算書

第1節 行政キャッシュフロー計算書の作成

第1 意義

団体の財務状況を把握するに当たっては、貸し手として償還確実性を確認する観点から、団体の債務償還能力及び資金繰り状況を把握することが重要である。

団体の債務償還能力及び資金繰り状況を把握するには、キャッシュ（現金預金）の流れを捉えることが効果的であることから、主に「地方財政状況調査表」（以下「決算統計」という。）の計数を用いて「行政キャッシュフロー計算書」を作成する。

「行政キャッシュフロー計算書」は、償還確実性を把握する観点から、全団体について決算統計の計数を用いて統一的手法で作成しているため、団体の追加的な事務負担を求めることなく、客観性や団体間の比較可能性の高い情報となっている。

第2 枠組

行政キャッシュフロー計算書を作成するに当たっての定義は、次のとおりである。

1. 現金預金の範囲

現金預金の範囲は、歳計現金、財政調整基金及び減債基金とする。現金預金の範囲に歳計現金のみならず、財政調整基金及び減債基金を加えたのは、これらの基金は通常、現金預金として管理されており、その流動性が高いと考えられるからである。

2. 行政キャッシュフロー計算書の表示区分

行政キャッシュフロー計算書は、一決算年度における現金預金の流れを「行政活動の部」、「投資活動の部」及び「財務活動の部」の3つに区分して表示したものである。

行政活動の部は、資産形成には繋がらない行政サービスの経費である「行政支出」と、一般財源及び行政支出の特定財源からなる「行政収入」から構成される。さらに、行政収入及び行政支出は毎年度経常的に収入・支出されるかどうかを基準に、それぞれ、「行政経常収入」と「行政特別収入」、「行政経常支出」と「行政特別支出」に区分する。この行政経常収入から行政経常支出を控除して行政経常収支が算定され、さらに行政経常収支に行政特別収入及び行政特別支出を加減算して行政収支が算定される。

投資活動の部は、普通建設事業費とその特定財源、貸付金・出資金とその回収及び基金の積立てと取崩しなどから構成される。

財務活動の部は、地方債の起債収入とその元金償還支出などから構成される。

行政キャッシュフロー計算書

■ 行政活動の部 ■	
地方税	× × × ×
地方譲与税・交付金	× × × ×
地方交付税	× × × ×
国(県)支出金等	× × × ×
分担金及び負担金・寄附金	× × × ×
使用料・手数料	× × × ×
事業等収入	× × × ×
行政経常収入	× × × ×
人件費	× × × ×
物件費	× × × ×
維持補修費	× × × ×
扶助費	× × × ×
補助費等	× × × ×
繰出金(建設費以外)	× × × ×
支払利息	× × × ×
行政経常支出	× × × ×
行政経常収支	× × × ×
行政特別収入	× × × ×
行政特別支出	× × × ×
行政収支(A)	× × × ×
■ 投資活動の部 ■	
国(県)支出金	× × × ×
分担金及び負担金・寄附金	× × × ×
財産売却収入	× × × ×
貸付金回収	× × × ×
基金取崩	× × × ×
投資収入	× × × ×
普通建設事業費	× × × ×
繰出金(建設費)	× × × ×
投資及び出資金	× × × ×
貸付金	× × × ×
基金積立	× × × ×
投資支出	× × × ×
投資収支	× × × ×
■ 財務活動の部 ■	
地方債	× × × ×
(うち臨財債等)	(× × × ×)
翌年度繰上充用金	× × × ×
財務収入	× × × ×
元金償還額	× × × ×
(うち臨財債等)	(× × × ×)
前年度繰上充用金	× × × ×
財務支出(B)	× × × ×
財務収支	× × × ×
収支合計	× × × ×
償還後行政収支(A-B)	× × × ×
(参考)	
実質債務	× × × ×
(うち地方債現在高)	(× × × ×)
積立金等残高	× × × ×

参考 行政キャッシュフロー計算書と歳入歳出決算書の主な相違点

歳入歳出決算書では、地方税収入や地方債の起債収入は一律「歳入」とされ、単年度の行政サービス経費である人件費や資産形成のための支出である普通建設事業費は一律「歳出」とされるので、活動区分ごとの資金繰りの実態を把握しにくい。

また、「歳入」に計上されている“繰越金”は前年度末の現金預金残高の一部（前年度末の歳計現金）であるように、「歳入」「歳出」は必ずしも当該年度の現金預金（キャッシュ）の動きを反映したものではない。

これに対し、行政キャッシュフロー計算書は当該年度のキャッシュの増減を区分毎に表示しているため、活動区分ごとの資金繰りの実態を容易に把握することができる。なお、行政キャッシュフロー計算書と歳入歳出決算書とは、主に以下の点で異なっている。

財政調整基金及び減債基金の積立て・取崩し

財政調整基金及び減債基金は、歳入歳出決算書ではその取崩しが「歳入」に、その積立てが「歳出」に計上される。これに対して、行政キャッシュフロー計算書では、いずれもキャッシュの内訳項目の振替と認識するため、収入・支出には計上されない。

歳計剰余金処分としてのその他特定目的基金への積立て

歳入歳出決算書では、歳計剰余金処分としての各基金への積立てはすべて「歳出」に計上されない。これに対して、行政キャッシュフロー計算書では、歳計剰余金処分のうちその他特定目的基金への積立てはキャッシュの減少となることから、支出に計上される。

繰越金

歳入歳出決算書では、繰越金は「歳入」に計上されるが、繰越金は前年度末のキャッシュの一部であり、当該年度の収入ではないため、行政キャッシュフロー計算書では収入には計上されない。

3. 行政活動の部

行政活動の部では、一会計期間に属する地方税や地方交付税等の行政収入、社会福祉や公衆衛生をはじめとする行政サービスの経費である行政支出を記載して、行政収支を表示する。

(1) 行政経常収入

行政経常収入は、主に一般財源及び行政経常支出に充当される特定財源で構成されている。具体的には、地方税、地方譲与税・交付金、地方交付税、国（県）支出金等、分担金及び負担金・寄附金、使用料・手数料、事業等収入で構成されている。

① 地方税

地方税は、市町村民税（個人分、法人分）、固定資産税、都市計画税、市町村たばこ税等で構成されている。このうち都市計画税は、すべての団体に徴収される税目ではなく、決算統計上は臨時的収入とされるが、徴収する団体にとっては経常的な収入となることから、行政経常収入である地方税に含める。

② 地方譲与税・交付金

地方譲与税・交付金は、地方譲与税、地方消費税交付金及びその他の各種交付金で構成されている。

③ 地方交付税

地方交付税には普通交付税と特別交付税で構成されている。このうち、特別交付税は、決算統計上は臨時的収入とされているが、交付を受ける団体にとっては経常的な収入となる傾向にあることから、普通交付税と合わせて地方交付税として行政経常収入とする。

なお、特別区の特別区財政調整交付金は、行政キャッシュフロー計算書では、地方交付税として計上する。

④ 国（県）支出金等

国庫支出金・都道府県支出金等は、その資金使途（どういった経費の特定財源であるか）によってまず行政収入に計上するものと投資収入に計上するものとに区分される。

さらに、行政収入に計上するものは、行政経常収入に計上するものと行政特別収入に計上するものとに区分される。

具体的には、普通建設事業費、基金積立、投資及び出資金、貸付金の特定財源となっているものを投資収入に、それ以外のものを行政収入にそれぞれ計上する。

行政収入に計上するもののうち、行政特別支出である災害復旧事業費及び失業対策事業費の特定財源となるもの等は行政特別収入に、それ以外の扶助費等資産形成には結びつかない行政サービスの経費（行政経常支出）の特定財源となっているものを行政経常収入に計上

する。

なお、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金は、地方財政計画上の区分に倣い、国（県）支出金等に含める。

⑤分担金及び負担金・寄附金

分担金及び負担金・寄附金のうち、投資支出の特定財源以外のものが計上される。

「寄附金」は、臨時的な歳入との位置付けで、特別収入に分類すべきとも考えられるが、実際は、歳末慈善基金や小中学校の備品購入費用の財源に充てられるなど、経常的なものも多い。このような実態及び金額的重要性に鑑み、行政経常収入とする。

⑥使用料・手数料

使用料は、行政財産や公の施設を利用した対価として、また、手数料は、各種証明書発行等の行政サービスの対価として、それぞれ受益者から徴収するものであり、その性格、並びに金額的重要性を鑑みて行政経常収入として計上する。

⑦事業等収入

事業等収入は、行政キャッシュフロー計算書上固有の科目名であり、財産運用収入、収益事業収入、諸収入（その他）、受取利息で構成される。

財産運用収入は長期性資産の運用果実と見込まれること、収益事業収入は決算統計上、臨時的収入とされているが、実態は毎年度経常的に収入されていること、受取利息は預金や貸付金の運用果実であること、などいずれも毎年度経常的に収入されることから行政経常収入に計上する。また、諸収入（その他）については、決算統計上は臨時的収入とされるものを除き、毎年度経常的に収入される部分のみを行政経常収入に計上している。

(2)行政経常支出

行政経常支出は、毎年度経常的に支出される資産形成に繋がらない行政サービス等に係る支出をいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、繰出金（建設費以外）、支払利息で構成されている。

①人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等

人件費、物件費、維持補修費、扶助費及び補助費等は、毎年度経常的に支出されることから行政経常支出に計上する。

②繰出金（建設費以外）

繰出金には、法適用公営企業以外の公営事業会計に対する繰出金と、財産区に対する繰出金とがあるが、その資金用途に応じて繰出金（建設費以外）と繰出金（建設費）とに区分され、繰出金（建設費以外）は行政経常支出に、繰出金（建設費）は投資支出に、それぞれ計

上する。

繰出金（建設費以外）は、下水道事業などの法非適用公営企業に対する繰出金と、国民健康保険事業及び介護保険事業等に対する繰出金で構成されている。本来は繰出金の相手先の実態を踏まえて経常的なものか臨時的なものかを判断すべきであるが、その資金使途の多くが運転資金、事務費、公債費といった相手先の経常的な経費に充当されていることから、すべて行政経常支出に計上する。

なお、繰出金（建設費）は、法非適用公営企業等の建設費に充当されるものであり、資産形成のための支出となっていることから、投資支出に計上する。

③支払利息

公債費のうち支払利息は、期間費用として毎年度経常的に支出されることから、行政経常支出に含める（元金償還分は財務支出に含める。）。

(3)行政特別収入及び行政特別支出

行政特別収入の主なものとしては、公営企業（法適用・法非適用）や、財産区からの繰入金、災害復旧事業費支出金及び失業対策事業費支出金（いずれも国（県）支出金）がある。

行政特別支出の主なものとしては、災害復旧事業費及び失業対策事業費がある。これらは、決算統計上は普通建設事業費と同様に投資的経費とされているが、災害復旧事業費は被災施設等を原形に復旧するための原状回復的性格を有している事業に係るものであり、新たな資産形成に繋がる支出ではない。また、失業対策事業費は失業者に臨時的な就職機会を与えるための社会保障的性格を有する事業に係る臨時的な支出であることから、いずれも行政特別支出に計上する。

4. 投資活動の部

投資活動の部では、投資収入及び投資支出を表示して投資収支を算定しており、主に資産形成に繋がる支出とその特定財源や、資産処分などに伴う収入が計上される。

具体的には、投資収入は、普通建設事業費などの投資支出の特定財源となる国（県）支出金や分担金及び負担金・寄附金、財産売払収入、貸付金回収、基金取崩から構成されている。また、投資支出は、普通建設事業費、繰出金（建設費）、投資及び出資金、貸付金、基金積立から構成されている。

①国（県）支出金、分担金及び負担金・寄附金

国（県）支出金、分担金及び負担金・寄附金のうち、投資支出の特定財源であるものは、投資収入に計上する。

②財産売払収入

財産売払収入は、主として資産の売却、投資及び出資金の回収であることから、投資収入とする。

③繰出金（建設費）

繰出金（建設費）は、法非適用公営企業等に対する繰出金のうち、建設費に充当するものを計上する。

④基金取崩・基金積立

行政キャッシュフロー計算書では、その他特定目的基金の取崩額、定額運用基金からの繰入額、基金からの借入金的繰入による繰入額が基金取崩として計上される。

なお、財政調整基金及び減債基金の取崩しは、単なる現金預金の内訳項目間の振替であり、現金預金の増減には影響を与えないことから基金取崩には含まない。

同様に、基金積立として計上される基金の積立では、その他特定目的基金への積立額、定額運用基金への繰出額、返済的繰出（借入金的繰入によって繰り入れた資金を返済するための繰出）による繰出額であり、財政調整基金及び減債基金への積立では基金積立には含まない。

5. 財務活動の部

財務活動の部では、財務収入及び財務支出を記載して財務収支を表示する。

財務活動の部には、主に負債（地方債現在高）の増減に繋がる収入・支出を計上する。具体的には、財務収入に地方債の起債額及び翌年度繰上充用金を、財務支出に地方債の元金償還額及び前年度繰上充用金を計上する。

①地方債

団体の普通会計による地方債の発行額は全て計上する。

なお、臨時財政対策債等は、地方交付税や地方税の代替財源としての性格を有すると言われる、地方債元利償還金について、交付税措置される。

しかし、団体自らが起債している地方債であることに変わりはないため、当該起債収入についても行政経常収入とはせず財務収入としている。他方、元利償還時に交付税措置が行われて、実際に地方交付税として収入したものは、当然行政経常収入に計上される。

地方債元利償還金について交付税措置される地方債は、地方債の発行額や残高から除外して財務状況の評価すべきであるとの意見も見受けられるが、行政キャッシュフロー計算書では、地方債元利償還金に対する交付税相当額についても全額収入として計上しており、地方債の金額から臨時財政対策債等を除外する必要はない。

②翌年度繰上充用金

繰上充用とは、歳入が歳出に不足する場合、すなわち形式収支が赤字の場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てることをいう。

形式収支の赤字を翌年度繰上充用金によって穴埋めするということは、例えば、当座借越（短期借入金的一种）を行っている状態と同様であると考えられるため、翌年度繰上充用金は財務収入として計上する。

なお、形式収支が黒字の場合、形式収支は歳計現金（現金預金残高の一部）と一致する。

③前年度繰上充用金

前述のとおり、繰上充用は、当座借越（短期借入金的一种）に相当するものである。

前年度繰上充用金は、この当座借越（短期借入金的一种）の返済と同様の経済行為と考えられることから財務支出として計上する。

6. 残高情報

(1) 積立金等

積立金等は、現金預金とその他特定目的基金で構成される。

資金繰り状況の観点からみると、現金預金が資金繰りの繁忙度を表しており、その他特定目的基金は直接資金繰りに使うものではないが、いざというときには取り崩す、資金繰り上の余裕金としての役割を果たすことができる。

また、安定した資金繰りのために最低限必要な量を超えた現金預金は、手元流動性資産ではあっても、実態的にはその他特定目的基金と同様に資金繰り上の余裕金として機能していると考えられる。

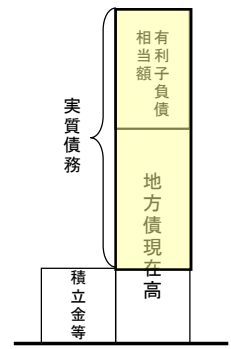
よって、資金繰りについての団体のリスク許容度は、現金預金とその他特定目的基金を合算した積立金等により把握する。

なお、現金預金及びその他特定目的基金以外の基金として定額運用基金があるが、この主なものは土地開発基金等であり、管理形態が土地等となっているなど換金性が低い方法で運用されていることが多く、資金繰り上の余裕金としての役割を果たすことができないと考えられるため、定額運用基金は一律に積立金等には含めない。同様の理由から、出資金、土地、基金の繰替運用により貸付金として運用しているなど、換金性が高いとはいえないものは積立金等から控除する。

(2) 実質債務

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものである。普通会計が償還すべき債務は、実質的には積立金等の額だけ減少すると考えられることから、実質債務の算定においては積立金等を控除する。

なお、地方債現在高と有利子負債相当額との合計額より積立金等の残高



が多ければ実質無借金と考えられる。

実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等

①地方債現在高

普通会計において起債している額を計上する。

地方債には、例えば、臨時財政対策債や合併特例債のように、元利償還額に対して地方交付税が措置される地方債がある。

しかしながら、これは、元利償還金相当額が、後年度の基準財政需要額に算入されるということを表しているに過ぎず、元利償還相当額の地方交付税が、現在の地方交付税にそのまま加算されて団体に交付されることを意味するものではない。

団体によっては、交付税措置のある地方債は、実質的な債務ではないかのように説明されることもあるが、これらも借金であることには変わりないため、交付税措置される地方債であっても地方債現在高からは控除しない。

参考 満期一括償還の地方債

満期一括償還地方債を起債した場合は、その償還原資として減債基金への積立てを行っている。

当該積立額を公債費として歳出に計上し、かつ、決算統計の地方債残高から控除している場合は、この控除後残高を地方債現在高とする。この場合、普通会計上の「現金預金」の一部である減債基金には、公債費として計上した減債基金への積立額が含まれていない。

したがって、地方債現在高、積立金等の額の両方に同額が含まれておらず、積立金等を控除して計算する実質債務の額に影響はない。

ただし、この満期一括償還の減債基金（普通会計外の基金）から繰替運用により現金が費消されている場合は、実質債務を的確に把握するため、ヒアリング等により確認の上補正する必要がある。

②有利子負債相当額

有利子負債相当額とは、有利子負債（地方債現在高）そのものではないが、普通会計が負担することが確実又は蓋然性が高いもので、行政経常収支を原資として将来支出するものである。

普通会計が負担することが確実ではない、又は蓋然性が低い偶発的な債務は、有利子負債相当額には含めない。

行政経常収支を原資として将来支出するものとは、具体的には将来の財務支出、将来の投資支出（普通建設事業費、出資金、貸付金等）、及び将来の行政経常支出のうち当期の行政経常支出には含まれていないもの（補助費等や繰出金等）である。

また、将来の行政経常支出のうち、当期に行政経常支出として支出されている分は、すで

に行政経常収支に織り込まれているので有利子負債相当額にはならず、将来追加的に補助費等、繰出金として支出される分が有利子負債相当額に該当する。

有利子負債相当額として認識するものは、以下のとおり。

i 翌年度繰上充用金

翌年度繰上充用金は、歳計現金のマイナス（普通会計の資金収支不足）を補うための財務収入であり、短期借入金的一种と考えられることから、有利子負債相当額とする。

ii 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額

債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額は、将来普通会計の財政負担となることが確実であるため、有利子負債相当額とする。

なお、債務保証・損失補償に係る債務負担行為のうち、債務負担行為限度額は、ただちに将来普通会計の財政負担になることが確実とはいえないため、有利子負債相当額とはしない。

一方、業績が悪化した第三セクター等に係る損失補償等の履行が確定し、翌年度以降支出予定額が計上されている場合は、第三セクター等に係る普通会計の負担見込額と併せて確認する。

iii 公営企業会計等の資金不足額

公営企業会計の資金不足額、すなわち、法適用企業の不良債務、法非適用企業の実質赤字は、公営企業の収益性が改善しなければ、最終的には普通会計が補填する蓋然性が高い。

したがって、これらは、地方公営企業の収益性が改善すると見込まれる場合を除き（普通会計からの繰入金により収支が改善する、といったケースは地方公営企業の収益性が改善するとはいえない。）、有利子負債相当額と考えられる。

国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等における実質赤字もこれに該当する。

なお、公営企業債は、原則として公営企業の料金収入から償還されるものであることから、有利子負債相当額とはしない。また、仮に償還できない場合でも、普通会計からの繰出金で償還しており、普通会計の行政経常収支には反映されていることから、有利子負債相当額とはしない。

iv 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額

団体が設立主体となっている土地開発公社の負債は、団体が債務保証等を行っていることが通例であり、実質的には普通会計が負担することとなっている。

よって、土地開発公社に係る一般会計の負担見込額を有利子負債相当額とする場合は、この土地開発公社の負債から、保有する土地や現金預金等の資産の換金可能額等といった普通会計の負担を軽減するものを控除した額とする。

v 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

団体が損失補償等を行っている第三セクター等（地方道路公社及び地方住宅供給公社を含む。）の業績や財務内容が悪化している場合、当該第三セクター等の業績や財務内容が改善しない限り、最終的には団体が損失補償を履行して債務を負担する蓋然性が高い。

よって、第三セクター等に係る有利子負債相当額は、第三セクター等の業績や財務内容に応じて算定した一般会計等の負担見込額とする。

第2節 行政キャッシュフロー計算書の読み方

第1 行政キャッシュフロー計算書における現金預金の流れ

行政キャッシュフロー計算書において現金預金の流れは、以下のとおり把握する。

- ①行政経常収入から行政経常支出が控除され、行政経常収支が算定される。
- ②行政経常収支から特別収入・特別支出が加減算され、行政収支が算定される。
- ③行政収支で財務支出を賄う（行政収支－財務支出＝償還後行政収支）。
- ④償還後行政収支、財務収入、投資収入で投資支出を賄う。

参考 資金運用表

行政キャッシュフロー計算書を利用して、資金運用表を作成することで、資金の動きを運転資金と設備資金に分けて把握することができる。

		運用	調達
運転資金	{	財務支出	行政収支（黒字）
	}	資金余剰	資金余剰
設備資金	{	投資支出	投資収入
	}	現金預金の増加	財務収入

第2 各活動区分の読み方

1. 行政活動の部

行政活動によるキャッシュフローは、団体の主たる行政サービスのうち、資産形成に繋がらない行政サービスの提供活動の結果として、現金預金がどれだけ増減したかを表している。

(1) 行政収支の意義

行政収入と行政支出の差額である行政収支は、財産の売却、積立金の取崩し及び地方債の発行等によることなく獲得し得る現金預金の増減を意味するため、団体の基礎的な資金獲得能力を表している。特に、行政経常収支は、団体が将来に渡って経常的に獲得し得る現金預金の増減を表しており、債務の償還原資としての意味を持っていることから、債務償還能力に重要な影響を与えると考えられる。同時に、経常的な行政活動による収入で支出を賄えているかどうかという資金繰り状況を反映したものと考えられる。

通常、行政収入には一般財源の多くが計上されているが、行政支出には普通建設事業費（投資支出）と公債費の元金償還部分（財務支出）が含まれていないことから、行政経常収

支及び行政収支は黒字になる。

したがって、行政経常収支又は行政収支が赤字の場合は、財務状況に重大な問題を抱えていると判断される。

ただし、行政経常収支が黒字かつ行政収支が赤字の場合は、災害復旧等の事情により行政特別支出が一時的に増加している場合があることから、行政特別支出の内容を適切に把握して判断する必要がある。

(2) 財政の規模

行政経常収入の大きさで団体の財政規模を把握できる。行政経常収入は、団体の基礎的な収入であり、団体の財政運営は行政経常収入の状況に大きく左右される。なかでも地方税は、市町村民税や固定資産税等地域経済の動向が強く反映される税目で構成されているため、税目内訳ごとの増減傾向や構成割合を把握することが重要である。

(3) 財源の安定性

地方税等の自主財源と地方交付税等の依存財源が、それぞれ行政経常収入に占める割合により財源の安定性を把握する。地方交付税には団体間の財源均衡化の効果があるため、行政経常収入に占める地方税の割合が低くても、これが直ちに財務悪化原因とはならない。

ただし、地方税の割合が低い団体は、地方交付税全体の規模が縮小するなど制度的な環境変化による影響をより大きく受けることになるため、その点に留意する。

(4) 財政の硬直性

行政経常支出に含まれる人件費、扶助費、支払利息は義務的経費に含められ、団体の基本的支出を構成するため財政運営に与える金額的影響が大きい。一般的には削減することが困難である。

したがって、義務的経費を構成する人件費・扶助費・支払利息の行政経常収入に対する割合から、財政の硬直性を分析する。

2. 投資活動の部

投資活動によるキャッシュフローは、社会資本整備のための支出である普通建設事業費と、その特定財源である国庫支出金・都道府県支出金等を中心として、財産の売却、他会計等への出資・貸付及びその回収、並びに、その他特定目的基金等の積立及び取崩といった投資活動により、現金預金がどれだけ増減したかを表している。

(1) 投資収支の意義

投資活動の部の主要な項目は、社会資本整備に関わる資産形成に繋がる行政サービス、すなわち普通建設事業に係る収入及び支出である。

支出である普通建設事業費は、すべて投資支出に計上されるが、収入については補助金等

の特定財源のみが投資収入に計上され、建設費充当一般財源等や建設債の起債収入は投資収入に計上されない。

また、健全な財政運営ができている団体であれば、基金の目的外取崩や、財産売払を積極的に実施することは想定し難い。

したがって、投資収支は赤字になるのが通常であり、投資収支が黒字となっている場合は、その原因を十分に把握しなければならない。

(2) 投資活動と行政活動・財務活動との関係

投資活動の部の中心となるのは、普通建設事業費と、その特定財源の国（県）支出金である。普通建設事業の特定財源である国（県）支出金は、普通建設事業が補助事業か単独事業かによってその額が左右される。このうち単独事業は、団体がその財源を独自に資金調達して実施する任意事業である。

しかし、大規模な建設事業を行うと債務が増加するのはもちろんのこと、その後の施設の維持管理費や支払利息がかさむため、行政経常収支を圧迫することになる。

(3) 財産売却による資金活動

団体の活動は利益獲得を目的とするものではないため、通常、計画的な売却によって収入を得ようとする財産は保有していないと考えられる。

よって、多額の財産売払収入がある場合には、未利用財産の売却を促進して資産の圧縮を図っている場合もあるが、財源不足を埋めるために財産を売却している可能性もあることから、金額の推移に留意する。

(4) 基金による資金活動

投資活動には、財政調整基金及び減債基金以外の基金、すなわち、その他特定目的基金及び定額運用基金への積立及び取崩しの状況が表される。このうち、その他特定目的基金の状況は、団体の財政運営方針を色濃く反映する。その他特定目的基金の残高が急激に減少している場合、収支悪化などによる財源不足を、基金の取崩しによって解消している可能性があることから、金額の推移に留意する。

3. 財務活動の部

財務活動によるキャッシュフローは、主に地方債の起債と償還により、現金預金がどれだけ増減したかを表している。繰上充用金の影響を除いた財務収支が黒字の場合は地方債現在高が増加したことを、赤字の場合は地方債現在高が減少したことを表す。

(1) 財務収支の意義

財務収支の黒字は、通常、元金償還を超えた起債があったことによるものであり、地方債現在高が増加したことを意味する。一方、財務収支の赤字は、起債を超えた元金償還があったことによるものであり、地方債現在高が減少したことを意味する。

したがって、地方債の償還確実性の観点からは、財務収支は赤字になっていることが好ましい。ただし政策的な観点から、一時的に建設債の起債等が増加して財務収支が黒字となる場合もある。

(2) 借入による資金活動

財務活動の部の中心となるのが、地方債の起債と償還である。これは、行政活動及び投資活動を実施するための公的資金及び民間等資金の借入・返済の状況を表している。

臨時財政対策債等による収入は一般財源であることから、償還後行政収支が赤字であってもこれらによって補填されていれば、資金繰りとしては回っていることになるが、借金を借金を返済している状態であり、好ましいとはいえない。

第3 償還確実性との関係

1. 資金繰り状況

資金繰り状況の観点からは、まず、経常的な収入で経常的な支出を賄えていること、つまり、行政経常収支が黒字であることが重要である。

一方、行政経常収支の赤字は、経常的な収入で経常的な支出を賄えていないことを表す。行政経常収入に占める行政経常収支の割合を見ることにより資金繰りの余裕度を測ることができる。

次に、行政収支から財務支出を控除して算出する償還後行政収支が、黒字であることが重要である。償還後行政収支の赤字は、当期の行政収支だけでは地方債が償還できないことを表す。この場合、借入返済のために新たに借入するか（財務収入）、基金取崩や財産売却収入（投資収入）などで借入返済していると考えられる。

2. 債務償還能力

債務償還の原資となるのは、行政活動から獲得する収支である。債務償還能力の観点からは、償還原資は毎期経常的に獲得しうるものでなければならないので、行政経常収支が基本的な償還原資となる。

実質債務が行政経常収支（＝償還原資）の何年分あるかにより、債務償還能力を把握する。

第3章 主要な財務指標

財務状況把握においては、行政キャッシュフロー計算書を利用して、①債務償還可能年数、②実質債務月収倍率、③積立金等月収倍率、④行政経常収支率の4つの財務指標を算出し、団体の「財務上の留意点」を把握するための主要な財務指標としている。

第1 債務償還可能年数

$$\text{債務償還可能年数(年)} = \frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$$

1. 指標の意義

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標で、実質債務（地方債現在高及び有利子負債相当額の合計から積立金等を控除した、実質的な債務）が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるかを示したものである。債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえる。なお、行政経常収支がゼロ若しくは赤字の場合には償還原資が無いことを表しており、「財務上の留意点」があるといえる。

2. 補足説明

(1) 債務償還可能年数が表すもの

債務償還可能年数は、行政経常収支（償還原資）をすべて債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値である。

現実には、行政経常収支を普通建設事業費の原資の一部としているほか、債務の償還も毎年度一定額となっていることから、行政経常収支の全額を債務償還に充当することはないが、債務の償還原資を経常的な行政活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な視点である。

(2) 時系列での比較の重要性

行政経常収支の少ない団体は、債務償還可能年数が極端に長くなることがある。このような団体では行政経常収支がわずかに増減しただけで債務償還可能年数が大きく変動する。このため、債務償還可能年数は過去の推移と併せてみる（時系列で比較する）ことが重要である。

第2 実質債務月収倍率

$$\text{実質債務月収倍率(月)} = \frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入} \div 12}$$

1. 指標の意義

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標で、実質債務が行政経常月収（＝行政経常収入÷12）の何ヶ月分に相当するかを示している。

実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べて実質債務が大きいことを表している。

第3 積立金等月収倍率

$$\text{積立金等月収倍率(月)} = \frac{\text{積立金等}}{\text{行政経常収入} \div 12}$$

1. 指標の意義

積立金等月収倍率は、積立金等（現金預金及びその他特定目的基金）が行政経常月収の何ヶ月分あるかを示している。

資金繰りに係るリスクに対する備えとして、どれだけの厚みをもって積立金等を積み立てているかという耐久余力を表している。

第4 行政経常収支率

$$\text{行政経常収支率(\%)} = \frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$$

1. 指標の意義

行政経常収支率とは、行政経常収入に対する行政経常収支の割合である。

行政経常収支率は、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという償還原資の獲得能力を表すと同時に、経常的な収入で経常的な支出を賄っているかという経常的な資金繰り状況を表している。一般的には、行政経常収支率が高ければ、債務償還能力は高く、かつ、資金繰り状況も良好であると考えられる。

2. 補足説明

(1) 行政経常収支率が低い場合

行政経常収支率が低水準であることをもって、直ちに「財務上の留意点」があるとは判断できない。

例えば、行政経常収支が少なかったとしても、単年度の元金償還額が少なく、償還後行政収支が黒字であれば、債務償還能力や資金繰り状況には問題がない可能性がある。この場合、債務の償還負担が軽く、かつ、建設投資の必要性が低いことから、資産形成には繋がらない行政サービスへ資金が振り向けられていることが考えられる。

また、既に積立金等を十分に保有しており、行政経常収支を多く生み出す必要に迫られていない場合も考えられる。

しかし、行政経常収支率が0%以下の場合、つまり行政経常収支がゼロ若しくは赤字のときは、「財務上の留意点」があるといえる。これは、経常的な収入で経常的な経費を賄えておらず、償還原資が無い状態を表しているからである。

(2) 行政経常収支率が高い場合

行政経常収支率が高水準であることについては、これをもって直ちに、「財務上の留意点」がないとは判断できない。

例えば、単年度の元金償還額が多く、償還後行政収支が赤字であれば、資金繰り状況に問題がある可能性がある。この場合、債務の償還負担が重い、又は、建設投資の必要性が高いことから、資産形成には繋がらない行政サービスに十分に資金を振り向けていない結果であることも考えられる。

参考 債務償還可能年数と実質債務月収倍率、行政経常収支率との関係

債務償還可能年数は、実質債務月収倍率と行政経常収支率に分解できる。

したがって、債務償還能力をより詳細に把握するためには、実質債務月収倍率と行政経常収支率を確認する。具体的には、債務償還可能年数が長いのは、実質債務が大きいからなのか、それとも行政経常収支（償還原資）が少ないからなのかを把握し、それぞれの要因を確認する。

$$\text{債務償還可能年数（年）} = \frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$$



分子・分母を行政経常収入で割る

$$= \frac{\left(\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入}} \right)}{\left(\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}} \right)}$$



$$= \frac{\text{実質債務月収倍率（月）（※）}}{\text{行政経常収支率（％）}}$$

（※）分子は、実質債務月収倍率を年率換算したもの

参考 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）

1 基礎的財政収支の計算式

一般的に、基礎的財政収支は起債額以外の歳入から、公債費以外の歳出を控除して求められるが、団体の場合は、基金や繰越金を考慮する必要があるため、財務状況把握ではこれらの項目を加味した基礎的財政収支を使用している。具体的な計算式は以下のとおりである。

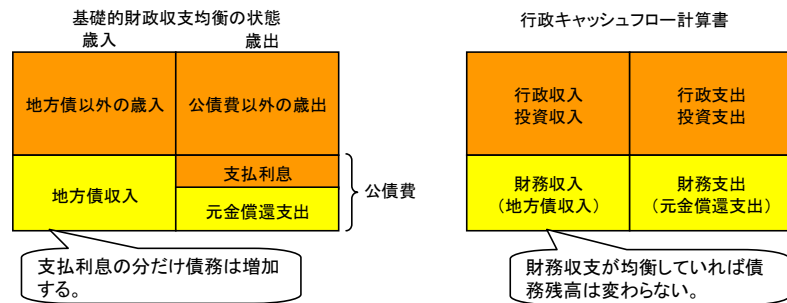
$$\{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩}) \} - \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立}) \}$$

注：基金は、財政調整基金及び減債基金であり、基金積立には歳計剰余金処分によるものを含まない

2 指標の意味と留意点

基礎的財政収支が均衡している状態において、金利＝成長率の場合、債務残高÷GDP（国内総生産）は一定となることから、財政の中長期的な持続可能性を考える上で基礎的財政収支の状況は重要な意味を持つといわれている。

ただし、基礎的財政収支が均衡した場合においても、債務残高は利払費分だけ増加するため、債務残高の増加に歯止めをかけるためには、起債収入（財務収入）と元本償還金（財務支出）が均衡している必要があることに留意する。



第5 健全化判断比率と財務状況把握における財務指標

平成19年6月に、地方の財政運営を適正にするために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布された。

当該法律において、健全化判断比率が定義され、各団体自ら当該指標を公表することが義務付けられた。

当該比率と財務状況把握の財務指標の目的等の違いについては、次のとおり整理できる。

	財務状況把握の財務指標	健全化判断比率
目的	貸し手としての償還確実性の確認	地方公共団体の財政の健全化
視点	○債務償還能力（長期的視点） ○資金繰りリスク（短期的視点）	○財政の健全化に関する比率の公表 ○財政の早期健全化・再生
指標	行政経常収支率 積立金等月収倍率 実質債務月収倍率 債務償還可能年数	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率

1. 指標の比較

(1) フロー指標とストック指標

	財務状況把握の財務指標	健全化判断比率
フロー概念の指標	・ 行政経常収支率	・ 実質赤字比率 ・ 連結実質赤字比率 ・ 実質公債費比率
ストック概念の指標	・ 積立金等月収倍率 ・ 実質債務月収倍率	・ 将来負担比率
フローとストック概念を組み合わせた指標	・ 債務償還可能年数	—

(2) フロー指標の比較

	財務状況把握の財務指標	健全化判断比率		
	行政経常収支率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
意義	償還原資の獲得能力と経常的な資金繰り状況を表す。	一般会計等の財政運営の悪化の度合いを表す。	地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを表す。	実質的な公債費が財政負担となっている度合いを表す。
特徴・留意点	実質債務月収倍率などのストック概念の指標とあわせ、債務償還能力及び資金繰りリスクを把握する。	地方債の増加や基金の取崩しに留意。	個別の事情を踏まえた算定。 〔例〕 公営企業の資金不足額について、解消可能資金不足額(計画赤字を複数の算出方法から選択)を控除。	実質的な公債費負担を測るため一定の特定財源を分子から控除。

(3) スtock指標の比較

	財務状況把握の財務指標			健全化判断比率
	積立金等月収倍率	実質債務月収倍率	債務償還可能年数	将来負担比率
意義	資金繰りリスクに対する耐久余力を表す。	収入(月収)に対する債務の大きさを表す。	債務償還能力を表す。	将来、財政を圧迫する可能性の度合いを表す。
特徴・留意点	換金性に問題のある積立金等(出資金、土地、貸付金に運用している基金等)をヒアリングに基づき控除。	債務の大きさは、金額の大きさをなく、収入規模の水準との比較で分析。 将来負担比率と類似概念。	過去の推移と併せて分析。 〔例〕 債務償還可能年数の分母となる行政経常収支が少ない場合、当該収支の僅かな増減で債務償還可能年数が大きく変動する。	個別の事情を踏まえた算定。 〔例〕 一般会計等において実質的に負担が見込まれる地方3公社等の負債について、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかを選択して算定。

2. 指標の活用方法

健全化判断比率は、絶対基準であり、指標値が一定の水準以上となった場合、団体に対し、財政健全化計画や財政再生計画の策定を義務付けるものである。

他方、財務状況把握においては、健全化判断比率の作成時期と同時期の団体の財務状況に基づき、統計的な処理により財務指標を相対基準として作成し、資金繰り状況及び債務償還能力の観点から財務状況を把握することとしている。

第4章 財務状況把握

財務状況把握は、①団体が公表している各種の財務資料等を利用して実施する財務状況のモニタリング②団体に直接赴いて実施するヒアリング及び③診断表の交付から構成される。

このうち財務状況のモニタリングは、全団体を対象として実施するものであり、モニタリング結果を踏まえて、必要と認められる団体に対してヒアリングを実施する関係にある。

第1節 財務状況のモニタリング

第1 基本的考え方

モニタリングは、財務状況把握に求められる事前警鐘機能を十分に果たすため、融資先である全団体を対象として、財務状況悪化の兆しをいち早く捉えるために行うものである。具体的には、直近年度の決算状況を静態的に分析することに加え、各種分析指標や決算計数の経年変化の方向性や影響度等を類似団体と比較することにより、実施するものである。よって、下記第2の診断基準による「財務上の留意点」の認識のみを、モニタリングと呼ぶものではない。

また、財務状況把握は融資審査の充実を図るために実施するものであることから、融資審査については、財務状況把握のモニタリングの過程で作成する審査参考資料（財政健全化団体及び前年度ヒアリング実施団体は、融資審査表）を用いて実施する。

第2 財務上の留意点の把握

団体の直近年度の決算における「財務上の留意点」は、債務系統、積立系統、収支系統に整理できる。

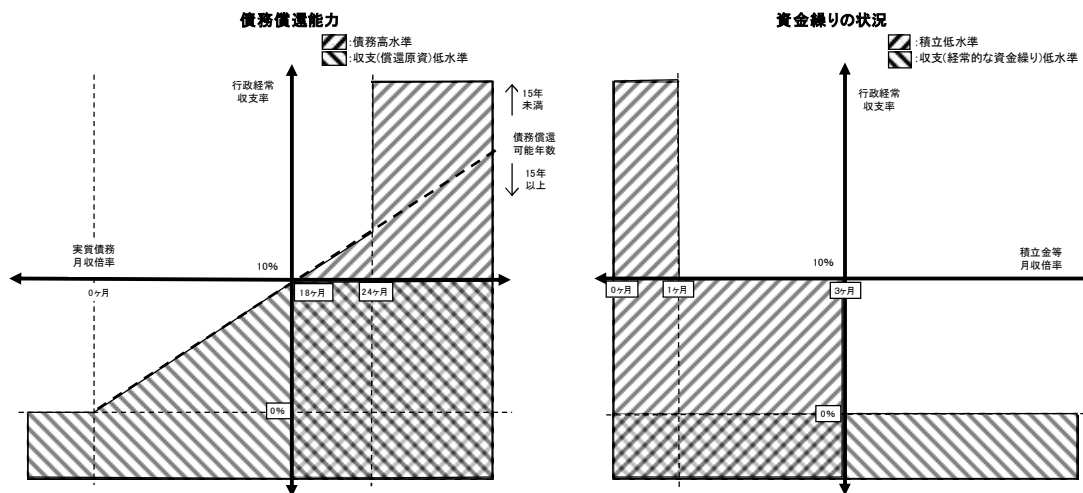
各系統に属する指標の値が、以下の診断基準において「著しく乖離している場合」（①の基準）または、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と併せてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」（②の基準）に該当した場合に、「財務上の留意点」があるものと位置づける。

ただし、診断基準は、「財務上の留意点」を把握するために、統計的手法を用いて類型化した相対基準であるため、診断基準に該当した団体が必ずしも財務上の留意すべき状況にあるとは言えず、また、該当しなかった団体が財務上の留意すべき状況に全くないことを表しているものではないことに注意する必要がある。

【診断基準（市区町村）】

系統	留意点	定義	イメージ図のエリア
債務系統	債務高水準	①実質債務月収倍率24ヶ月以上 ②実質債務月収倍率18ヶ月以上かつ債務償還可能年数15年以上	債務償還能力の図の [斜線] 部分
積立系統	積立低水準	①積立金等月収倍率1ヶ月未満 ②積立金等月収倍率3ヶ月未満かつ行政経常収支率10%未満	資金繰りの状況の図の [斜線] 部分
収支系統	収支低水準	①行政経常収支率0%以下 ②行政経常収支率10%未満かつ債務償還可能年数15年以上	両方の図の [斜線] 部分

【イメージ図】



1. 債務系統

- ①実質債務月収倍率が24ヶ月以上の団体
 - ②実質債務月収倍率が18ヶ月以上で、かつ、債務償還可能年数が15年以上の団体
- ①実質債務月収倍率が著しく高い団体は、「債務高水準」と認識する。
- ②実質債務月収倍率が高いものの、著しく高いとまではいえない団体は、債務償還可能年数と併せて判断する。すなわち、債務水準が高く、かつ、十分な償還原資が確保できていない団体は、債務償還能力に留意点があると考えられるので「債務高水準」と認識する。これに対し、債務水準が高くても十分な償還原資を確保できているのであれば、債務償還能力に留意点がないと考えられるので「債務高水準」と認識しない。

2. 積立系統

- ①積立金等月収倍率が1ヶ月未満の団体
 - ②積立金等月収倍率が3ヶ月未満で、かつ、行政経常収支率が10%未満の団体
- ①積立金等月収倍率が著しく低い団体は、「積立低水準」と認識する。
- ②積立金等月収倍率は低いものの、著しく低いとまではいえない団体は、行政経常収支率と併せて判断する。すなわち、積立金等の水準が低く、かつ、経常的な資

金繰りの余裕が十分でない場合は、資金繰りが繁忙となる可能性があるので「積立低水準」と認識する。これに対し、積立金等の水準が低くても経常的な資金繰りの余裕が十分である場合は、資金繰りが繁忙となる可能性は小さいので「積立低水準」と認識しない。

積立系統の「財務上の留意点」を把握する場合における積立金等は、実質債務を算定する際の控除項目ではなく、資金繰りリスクに対する備えとしての厚みを表している。よって、「積立低水準」とは、将来、地方税や地方交付税の急減などによる収入不足が発生したときの資金繰り上の余裕金が低水準であることを表す。

3. 収支系統

- ①行政経常収支率が0%以下の団体
- ②行政経常収支率が10%未満で、かつ、債務償還可能年数が15年以上の団体

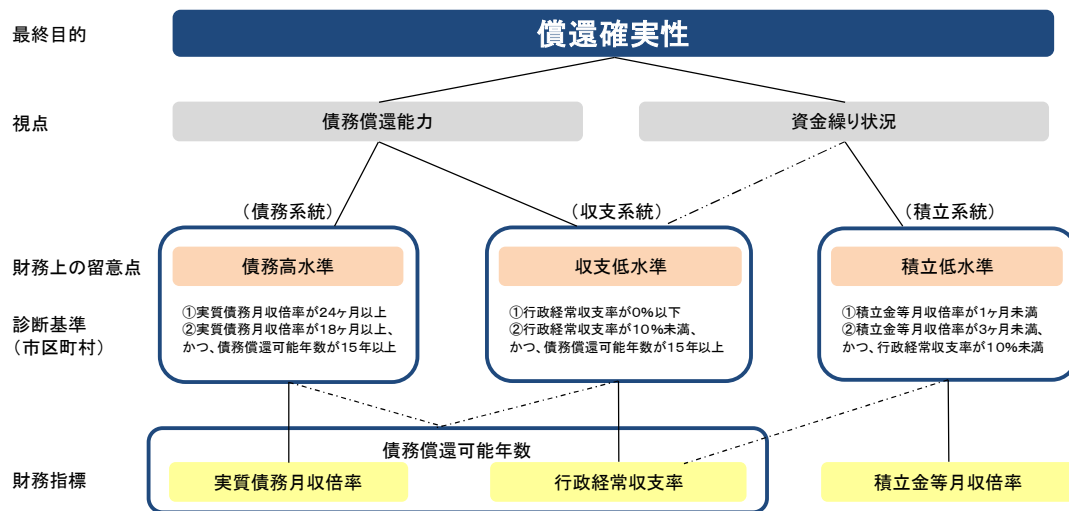
- ①行政経常収支率が0%以下であれば「収支低水準」と認識する。行政経常収支の赤字は、償還原資がないという意味で債務償還能力に留意点があり、また、行政経常収入で行政経常支出を賄いきれていないという意味で資金繰りの状況にも留意点がある。
- ②行政経常収支率が低いものの、著しく低いとまではいえない団体は、債務償還可能年数と併せて判断する。すなわち、収支水準が低く、かつ、債務水準も相応に高ければ債務償還能力に留意点があると考えられるため「収支低水準」と認識する。一方、そもそも債務が少ないのであれば（債務より積立金等が多く実質的な債務はゼロの場合を含む）、収支水準が低くても債務償還能力に留意点がないと考えられるので、「収支低水準」と認識しない。

4. 償還確実性と診断基準（財務上の留意点）の関係

償還確実性は、債務償還能力の観点と資金繰り状況の観点から把握する。

債務償還能力は債務系統と収支系統の影響を受けるため、債務償還可能年数、すなわち実質債務月収倍率（債務の水準）と行政経常収支率（償還原資の水準）を利用して把握する。例えば、債務が大きくても償還原資が十分である場合、あるいは、償還原資が少なくても債務も小さい場合は、いずれも債務償還能力に留意点がないと考えられる。

他方、資金繰り状況は収支系統と積立系統の影響を受けるため、積立金等月収倍率（資金繰り余力の水準）と行政経常収支率（経常的な資金繰りの余裕度の水準）を利用して把握する。例えば、積立金等が少なくても経常的な資金繰りの余裕度が大きい場合、あるいは経常的な資金繰りの余裕度が小さくても積立金等が潤沢にある場合は、いずれも資金繰り状況には留意点がないと考えられる。



第3 要因の分析

「財務上の留意点」を把握した後にその要因を分析する。

要因の分析方法に唯一絶対的なものはないが、一定程度客観的に実施するために、例えば以下の方法が考えられる。要因分析は、モニタリングでも実施することはできるが、個別事情を踏まえた深度ある分析を行い、改善につなげていくためには、ヒアリングで情報を補う必要がある。

1. 債務系統

実質債務のうち、積立金等を控除する前の地方債現在高及び有利子負債相当額を構成項目毎に把握し、債務全体に占める構成割合の大きいものを、「債務高水準」となった要因とする。

2. 積立系統

資金運用表を利用して、積立金等を運転資金（資金繰り目的）として取崩したのか、設備資金（建設投資目的）として取崩したのかを把握する。取崩しの要因の分析は、過去における積立金等残高のピーク時の年度と比較して行い、積立金等の取崩した理由を、「積立低水準」となった要因とする。

3. 収支系統

過去の行政経常収支率が悪化していない年度と比べて、行政経常収支を構成科目毎に分解し、各科目の増減額を確認する。

この結果、行政経常収支の減少に大きな影響を与えた科目を、「収支低水準」となった要因とする。

第2節 ヒアリングの実施

第1 ヒアリングの手順

ヒアリングは、モニタリングの結果を踏まえ、一定期間において財務局管内の団体を一巡するよう計画的に団体を選定し、以下の手順で実施する。

- ①ヒアリング対象団体の事前分析及びヒアリング事項の検討
- ②団体からのヒアリング
- ③ヒアリング結果の取りまとめ

なお、財務状況のモニタリングからヒアリングを実施するまでの間に、直近年度の決算が確定した場合には、直近年度決算に基づきヒアリングを実施する。

第2 ヒアリング対象団体の事前分析及びヒアリング事項の検討

ヒアリング対象団体については、決算統計のほかに各団体のホームページ等で公表されている総合計画や集中改革プランといった各種資料等を活用して、事前分析を行い、事前分析において不明な点をヒアリング事項として具体的に検討する。

1. ヒアリング事項

以下の事項については、一例として記載したものであり、ヒアリング事項は団体の財務状況に応じ個別に検討するべきものである。

(1) 全般的事項

- ・当該団体の概要（人口・産業構造等）
- ・財務上の特徴（財政構造・地域特性等）
- ・当該団体の抱える問題点や財政運営上の課題
- ・直近決算の概況
- ・健全化判断比率や経常収支比率等の各種財政指標が悪化した原因
- ・当該団体が策定している収支計画等の具体的内容・策定の前提条件等

(2) 財務状況に関する事項

財務指標等に特徴的な動きが生じた要因、今後の見通しの把握という財務状況把握の基本的な流れを念頭に置きながら、必要な事項をヒアリングする。

①財務指標の算定の基礎となっている計数に関する事項

財務状況把握では、財務指標に基づいて個別の団体の特徴的な動きを把握していることから、この財務指標の算定の基礎となっている計数が実態に即したものであることが重要である。

特に、実質債務・積立金等・行政経常収入・行政経常支出について、それぞれが正確かつ実態に即した計数であるかどうかを確認する。

各種計数の正確性については事前分析段階で確認を行うとともに、ヒアリングにおいてこれらの計数が実態に即していないと判断される場合には、当該計数について計数補正を行い、改めて財務指標を算定して「財務上の留意点」を把握する。

②財務指標等に特徴的な動きが生じた要因に関する事項

事前分析の段階で、債務・積立・収支の各システムで財務指標等に特徴的な動きが生じた要因となった科目等が概ね特定される。

よって、当該科目が増加または減少した理由・原因・背景等について、その具体的な内容をヒアリングにより把握する。

③将来の見通しに関する事項

「財務上の留意点」に該当している場合、ヒアリングによりその要因を把握した後に、各システムの財務指標が改善に向かうのか悪化するののかという見通しも踏まえて、「財務上の留意点」の解消の見通しを把握する必要がある。そのためには、団体の中長期的な収支計画の策定状況を確認し、計画が策定されている場合には計画内容を把握することが重要である。

また、「財務上の留意点」に該当していない場合についても、人口減少による収入減や扶助費の増加等により将来的に財務指標が悪化する可能性があるため、その旨を示唆することで事前警鐘の役割を果たす必要がある。そのためには、4指標の方向性を中心に将来見通しを把握することが重要である。

2. ヒアリングに当たっての補足説明

ヒアリングを実施する際には、事前に準備したことを活用して論点を整理しながら的確かつ簡潔に行う。

ヒアリングにおいては、「財務上の留意点」に関する質問を通じ、団体がこれまで認識していなかった将来のリスクについて認識を共有するよう努める。さらに、団体が抱える課題に関して質問を行う際には、参考となる他団体の取組事例を紹介すること等により、新たな改善策を検討するきっかけを提供する。

また、ヒアリング実施に際しては、財政融資資金の貸し手と借り手として互恵的な関係を構築できるよう団体との信頼関係を醸成し、各団体の財政運営の事例に関する情報や問題意識を共有することを心掛けなければならない。

なお、この財務状況把握のヒアリングは、あくまでも財政融資資金の貸し手としての立場から借り手である団体の財務状況を把握するものであることに十分留意する。

第3 ヒアリング事項の具体例

ヒアリング事項の具体例を列挙するが、ヒアリングに際しては、診断基準に該当した財務指標に係る科目のみならず、それ以外についても必要に応じて財務状況の実態を把握するよう着眼点を整理する。

指 標	算 式	具体例参照符号
債務償還可能年数	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$	→ D、E → B、C
実質債務月収倍率	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	→ D、E → B
積立金等月収倍率	$\frac{\text{積立金等}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	→ E → B
行政経常収支率	$\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$	→ B、C → B

ヒアリング事項	具体例・視点・留意点
A 概要	
①行財政改革の方針等	①首長の財政運営の考え方、行財政改革の方針等やそれを踏まえた財政健全化への取組
②行革大綱等	②行政改革大綱等において、重点的に取り組んだ施策及びその進捗状況等、財政面における効果
③予算編成	③予算編成方針（重点的に行っている事業、従前からの変更点）
④財務上の特徴	④財政構造、地域の特性について確認
⑤問題点等	⑤問題点・懸念事項及びその解決策、今後の課題について確認
⑥人口等	⑥地区毎の人口・世帯の動向とその要因・背景について確認
⑦産業構造等	⑦産業・個別企業の動向、企業誘致の取組、企業の撤退の予定について確認
⑧合併	⑧合併による影響（合併算定替の期間終了による影響を含む）、合併等の計画
B 行政経常収入	
①特徴	①収入の特徴、特有の財源
②地方税収入の確保	②地方税収入の確保に向けた取組、課題
③地方交付税	③基準財政収入額、基準財政需要額の状況
④取組事例等	④これまでに収入増加等の成果を上げた取組事例等
C 行政経常支出	
①特徴等	①支出の特徴、課題等
②組織改編計画等	②組織改編計画、職員の構成（年齢等）を踏まえた定員管理計画（早期退職勧奨制度、新規採用計画など）
③給与・手当	③給与・手当の見直し実績及び予定
④民間委託等	④民間委託、PFI、指定管理者制度等の活用状況及びその効果
⑤単独事業	⑤独自に推進している単独事業の内容、推進している背景
⑥修繕	⑥大規模な修繕の予定、修繕を行う背景
⑦取組事例等	⑦これまでに支出削減等の成果を上げた取組事例等
D 地方債現在高、有利子負債相当額	
①資金調達	①資金調達の方針（数値目標、達成状況、民間資金調達の考え方・工夫している点）
②起債の方針	②起債の方針（上記D①（ ）書きのほか、地方債現在高の水準、臨財債のスタンス）
③普通建設事業計画	③普通建設事業（新規事業、更新事業）の計画
④債務負担行為	④土地開発公社に対する用地の買い戻し債務計上の有無、債務保証又は損失補償の内容
⑤公営企業会計等	⑤普通会計の財務に影響を与える公営企業等の経営状況（料金設定、繰出金、コスト削減、設備投資計画）
⑥土地開発公社	⑥保証債務額、先行取得用地の再取得価額・時期、造成地の売却可能性及び売却可能価額
⑦第三セクター等	⑦主要な出資先の財務状況、債務超過先や業況悪化先に対する財政支援の内容及びその予定
E 積立金等	
①基金の方針	①基金の積立・取崩し・水準等の方針
②資金繰り状況	②手元流動性が低い場合、資金繰りの状況
③その他特定目的基金	③目的外取崩し（設備資金の財源、運転資金の補填）の有無
④基金の管理状況	④換金性の観点から運用形態を確認（土地、仕組み債、出資金で運用している場合を含む）

上記の他、行政キャッシュフロー計算書上で著しく増減している科目等がある場合は、その理由をヒアリングする（特別収入・特別支出が著しく増減している場合、財産売却収入が多額である場合、遊休資産の売却予定がある場合、貸付金・貸付金回収額が多額である場合等。）。

参考 着眼点の整理法

ヒアリングに当たっては、財務指標等の表面上の数値だけを取り上げるのではなく、その数値の意味するところを理解して、当該団体にとって何が問題となっているのかを把握することが重要である。

例えば、債務償還可能年数が診断基準に該当している団体に対しては、指標値を表面的に捉えることなく、「なぜ実質債務が増加したのか（分子要因）」、「なぜ行政経常収支が減少したのか（分母要因）」を事前に分析した上で質問を行う必要がある。

この場合、実質債務の増加が原因であれば、実質債務月収倍率の推移や投資支出の状況等を事前分析した上で、「過剰な債務を抱えていないか」、「公営企業や第三セクター等の外郭団体の経営状況はどうか」、「積立金等の減少が著しくはないか」、といった視点で問題点を整理する必要がある。

他方、行政経常収支の減少が原因であれば、行政経常収支率の推移、行政経常収支率が悪化した要因や背景等を事前に分析した上で、「資金繰り状況や行政経常収支の収支構造に問題はないか」、「今後はどうなるのか」、という視点で問題点を整理する必要がある。

このように、ヒアリングに際しては着眼点をあらかじめ整理した上で実施することが重要であり、同時に、指標の動きが意味するところや、その要因を団体に説明して、問題意識を共有することが望ましい。

第4 将来の見通しに関する事項

前述のとおり、団体の中長期的な収支計画の策定状況を確認するとともに、その計画内容について把握することは、団体の「財務上の留意点」の解消の見通しを把握する観点や、財務状況悪化の可能性について事前警鐘の役割を果たす観点から重要である。

1. 収支計画

収支計画は、財務状況把握において将来の見通しに関する事項を把握するための重要なツールではあるが、全ての団体が統一的な収支計画を作成しているわけではない。団体によって、計画自体の名称、対象とする会計の範囲、作成方法、前提条件の精度等において相違が見られる。

そのため、将来見通しの把握に当たっては、それぞれの団体が作成する収支計画に適した方法で分析を行う必要がある。さらにはヒアリングにおいて得られた情報等も考慮して、将来の見通しについての把握に可能な限り努める必要がある。

2. 収支計画の見方

(1) 財務指標による将来の見通し

団体が作成した収支計画に基づき行政キャッシュフロー計算書を作成し、4つの財務指標を算出できる場合には、計画最終年度の財務指標を算出し、これに基づき団体の将来の債務償還能力及び資金繰り状況を把握する。

(2) 前提条件等の検証

収支計画については、過度に保守的な前提がおかれている場合や、逆に収支計画に財務上のリスクが十分に反映されていない場合があるため、現行の収支計画の策定意図や性質を把握するとともに、以下のような視点で前提条件等を検証する。

<収支計画の前提条件等を検証する視点（具体例）>

- 歳入や歳出の各科目について、人口動態や産業構造等の特徴を踏まえているか。例えば、人口動態については、団体が策定する「地方人口ビジョン」や国立社会保障・人口問題研究所（社人研）等の将来人口推計が適切に反映されているか。
 - 公共施設等総合管理計画等の個別計画が適切に反映されているか。
 - 収入確保策や支出削減策は現実的なものか、単なる努力目標になっていないか。
 - 公営企業会計に対する実地監査を同時に行っている場合には、繰出金等と公営企業会計の収支計画との間で整合性がとれているか。
 - 著しく増減する項目について、合理的な根拠があるか。
 - 収支計画が過年度に策定されたものである場合、計画の達成度（計画値と実績値の乖離の状況）や改善度（財務指標の改善状況）から見て、計画が現実的なものとして策定されていたか。
 - 決算推移や他団体との比較、基本的な推計情報等を踏まえ、総合的に見て不整合がないか。
- 等

第3節 診断表の交付

モニタリング、ヒアリングを通じて把握したヒアリング実施団体の財務状況の結果を診断表へまとめ、団体へ交付する。

診断表の記載内容については、アドバイス機能の観点から、診断基準による「財務上の留意点」の判断にとどまらず、「財務上の留意点」に該当する場合にはその背景要因等について分析を行い、該当しない場合でも将来にわたるリスク要因がないか検討を行い、その内容を可能な限り反映する。また、財務健全化に向けた特徴的な取組について、取組に至る背景や具体的な改善額等を記載するように努める。特に、過去は「財務上の留意点」に該当していたが、直近では該当していないような場合には、その要因について分析を行い、診断表に記載するように努める。

行政キャッシュフロー計算書の作成要領

主に決算統計の計数を用いて行政キャッシュフロー計算書を作成する（本作成要領において特に明示していない場合は令和元年度の市町村決算統計による）。決算統計により数値が取得できない場合には、健全化判断比率算定様式などの資料を利用する。

第1 行政活動の部

1. 行政収入

行政経常収入は次の項目から構成される。

- ・ 地方税
- ・ 地方譲与税・交付金
- ・ 地方交付税
- ・ 国（県）支出金等
- ・ 分担金及び負担金・寄附金
- ・ 使用料・手数料
- ・ 事業等収入

行政特別収入は次の項目から構成される。

- ・ 諸収入（その他）
- ・ 調整益（財政調整基金・減債基金）
- ・ 公営企業（法非適）等からの繰入金
- ・ 公営企業（法適）等からの繰入金
- ・ 国（県）支出金（災害復旧事業費）
- ・ 国（県）支出金（失業対策事業費）
- ・ 誤差

(1) 地方税

「05表収入の状況」「1 地方税」のうち「決算額」を、『地方税』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 地方税 【05表 01行 1列】

(2) 地方譲与税・交付金

「05表収入の状況」の各科目に係る「決算額」を『地方譲与税・交付金』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 地方譲与税・交付金
 ・ 地方譲与税 【05表 02行 1列】

・ 利子割交付金	【05表 03行 1列】
・ 配当割交付金	【05表 04行 1列】
・ 株式等譲渡所得割交付金	【05表 05行 1列】
・ 地方消費税交付金	【05表 07行 1列】
・ ゴルフ場利用税交付金	【05表 08行 1列】
・ 特別地方消費税交付金	【05表 9行 1列】
・ 軽油引取税・自動車取得税交付金	【05表 10行 1列】
・ 自動車税環境性能割交付金	【05表 11行 1列】
・ 地方特例交付金等	【05表 12行 1列】 + 【05表 06行 1列】

(3) 地方交付税

「05表収入の状況」「13 地方交付税」のうち「決算額」を『地方交付税』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 地方交付税 【05表 13行 1列】

(4) 国（県）支出金等

国庫支出金及び都道府県支出金は「05表収入の状況」の「18 国庫支出金」及び「20 都道府県支出金」から「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」の「六 普通建設事業費」・「七 災害復旧事業費」・「八 失業対策事業費」・「十 積立金」・「十一 投資及び出資金」・「十二 貸付金」の特定財源となっている「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を減算した額を『国（県）支出金等』として行政経常収入に計上する。

また交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金は「05表収入の状況」の「14 交通安全対策特別交付金」「19 国有提供施設等所在市町村助成交付金」に係る各々の「決算額」を『国（県）支出金等』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 国（県）支出金等

- ・ 国庫支出金：【05表 18行 1列】 - 【13表 12、33~35行 2列】 - 【同表 21、29行 2列】
- ・ 都道府県支出金：【05表 20行 1列】 - 【13表 12、33~35行 3列】 - 【同表 21、29行 3列】
- ・ 交通安全対策特別交付金：【05表 14行 1列】

・国有提供施設等所在市町村助成交付金：【05表 19行 1列】^{決 算 額}

(5) 分担金及び負担金・寄附金

分担金及び負担金・寄附金は行政経常収入又は投資収入に区分される。

「05表収入の状況」の「15 分担金及び負担金」及び「22 寄附金」の「決算額」の合計から、「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」の「六 普通建設事業費」・「十 積立金」・「十一 投資及び出資金」・「十二 貸付金」の特定財源となっている「分担金・負担金・寄附金」を減算したものを『分担金及び負担金・寄附金』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 分担金及び負担金・寄附金

分担金及び負担金 ^{寄 附 金} 【05表 15行 1列】 + 【同表 22行 1列】 - 【13表 12、33～35行 5列】 ^{投 資 支 出 の 特 定 財 源}

(6) 使用料・手数料

「05表収入の状況」のうち「16 使用料」及び「17 手数料」に係る「決算額」を『使用料・手数料』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 使用料・手数料

使用料：^{決 算 額}【05表 16行 1列】 + 手数料：^{決 算 額}【05表 17行 1列】

(7) 事業等収入

事業等収入は以下の項目から構成される。

- ・財産運用収入
- ・収益事業収入
- ・諸収入（その他）
- ・受取利息

財産運用収入は「04表歳入内訳」「22 財産収入」のうち「(1)財産運用収入」の「決算額」を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『財産運用収入』 ^{決 算 額}【04表 02行 21列】

収益事業収入は「05表収入の状況」「25 諸収入」内訳のうち「収益事業収入」を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『収益事業収入』 ^{決 算 額}【05表 26行 1列】

諸収入（その他）は「05表収入の状況」「25 諸収入」内訳のうち「その他」に係る「決算額」について「臨時的なもの」を行政特別収入、「差引経常的なもの」を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『諸収入（その他）』 $\frac{\text{決 算 額}}{\text{【05表28行1列】}} - \frac{\text{臨 時 的 な も の}}{\text{【同行2列、3列】}}$
 行政特別収入 事業等収入 『諸収入（その他）』 $\frac{\text{臨 時 的 な も の}}{\text{【05表28行2列、3列】}}$

受取利息は、「05表収入の状況」「25 諸収入」内訳のうち「各種貸付金元利収入」から「30表貸付金、投資及び出資金の状況」「I貸付金」の「回収元金」を減算した額を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『受取利息』 $\frac{\text{各 種 貸 付 金 元 利 収 入}}{\text{【05表27行1列】}} - \frac{\text{貸 付 金 回 収 元 金}}{\text{【30表01行9列】}}$

(8)調整益（損）（財政調整基金及び減債基金）

「29表基金の状況」「1 財政調整基金」及び「2 減債基金」の「調整額」を『調整益（財政調整基金及び減債基金）』として行政特別収入に計上する。ただし、負数の場合は『調整損（財政調整基金及び減債基金）』として行政特別支出に計上する。

行政特別収入 『調整益（財政調整基金及び減債基金）』 又は
 行政特別支出 『調整損（財政調整基金及び減債基金）』
 $\frac{\text{財 政 調 整 基 金}}{\text{【29表05行1列】}} + \frac{\text{減 債 基 金}}{\text{【同行2列】}}$

(9)公営企業（法非適）等からの繰入金

「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「合計（1～7）」及び「9 財産区」のうち「繰入金」「合計（1+2）」を『公営企業（法非適）等からの繰入金』として行政特別収入に計上する。

公営企業（法非適）等とは、27表1～7の公営事業会計及び「9 財産区」をいう。基金は、決算統計上は公営企業（法非適）等に含まれるが、行政キャッシュフロー計算書上はこれを公営事業会計及び財産区と区分するために公営企業（法非適）等を含めていない。

行政特別収入 『公営企業（法非適）等からの繰入金』
 $\frac{\text{繰 入 金 総 計 (1 \sim 9)}}{\text{【27表25行11列】}} - \frac{\text{基 金 か ら の 繰 入 金}}{\text{【同表23行11列】}}$

(10)公営企業（法適）等からの繰入金

「28表公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況」「総計（1～4）」のうち「繰入金計」を、『公営企業（法適）等からの繰入金』として行政特別収入に計上する。

公営企業（法適）とは、28表1～4の公営事業会計をいう。

行政特別収入 『公営企業（法適）等からの繰入金』

借入金^的繰入金^{その他繰入金}
【28表21行18列】 + 【同行19列】

（11）国（県）支出金（災害復旧事業費）及び国（県）支出金（失業対策事業費）

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「七 災害復旧事業費」及び「八 失業対策事業費」の特定財源となっている「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を『国（県）支出金（災害復旧事業費）』『国（県）支出金（失業対策事業費）』として行政特別収入に計上する。

行政特別収入 『国（県）支出金（災害復旧事業費）』 $\left[\begin{array}{c} \text{国庫支出金} \\ \text{都道府県支出金} \end{array} \right]$ 【13表21行2列】 + 【同行3列】

行政特別収入 『国（県）支出金（失業対策事業費）』 $\left[\begin{array}{c} \text{国庫支出金} \\ \text{都道府県支出金} \end{array} \right]$ 【13表29行2列】 + 【同行3列】

（12）誤差

「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「8基金」の「繰入金」「2その他繰入」から「29表基金の状況」「積立基金」「合計(1～3)」の「N年度取崩し額」と「定額運用基金」「合計(1～2)」の「N年度取崩し額」を減算したものを『誤差』として行政特別収入に計上する。

行政特別収入 『誤差』 $\left[\begin{array}{c} \text{その他繰入金} \\ \text{積立基金取崩額合計} \\ \text{定額運用基金取崩額合計} \end{array} \right]$ 【27表23行10列】 - 【29表03行4列】 - 【同行7列】

参考 誤差を設定した背景

「8基金」の「繰入金」「2その他繰入」の金額は「29表基金の状況」「積立基金」「合計(1～3)」の「N年度取崩し額」に同表「定額運用基金」「合計(1～2)」の「N年度取崩し額」を加えたものに一致する。しかし、普通会計の外で管理されている基金から繰入れ等がある場合、両者は一致しないことから、これを調整するために設定したものである。

2. 行政支出

行政経常支出は次の項目から構成される。

- ・人件費
- ・物件費
- ・維持補修費
- ・扶助費
- ・補助費等
- ・繰出金（建設費以外）
- ・支払利息

行政特別支出は次の項目から構成される。

- ・ 災害復旧事業費
- ・ 失業対策事業費
- ・ 調整損（財政調整基金・減債基金）

(1) 人件費

「14表性質別経費の状況」 「1 人件費」のうち「決算額」を『人件費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 人件費 決 算 額 【14表 01 行 1 列】

(2) 物件費

「14表性質別経費の状況」 「2 物件費」のうち「決算額」を『物件費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 物件費 決 算 額 【14表 03 行 1 列】

(3) 維持補修費

「14表性質別経費の状況」 「3 維持補修費」のうち「決算額」を『維持補修費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 維持補修費 決 算 額 【14表 04 行 1 列】

(4) 扶助費

「14表性質別経費の状況」 「4 扶助費」のうち「決算額」を『扶助費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 扶助費 決 算 額 【14表 05 行 1 列】

(5) 補助費等

「14表性質別経費の状況」 「5 補助費等」のうち「決算額」を『補助費等』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 補助費等 決 算 額 【14表 06 行 1 列】

(6) 繰出金

「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」 「合計（1～7）」及び「9 財産区」

のうち、「3 建設費繰出」に係るものは、『繰出金（建設費）』として投資支出に計上する。これ以外の資金別区分に係る繰出金は、『繰出金（建設費以外）』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 繰出金（建設費以外）

繰出金総計・合計 $\left[\text{【27表 25行 7列】} - \text{【同表 23行 7列】} - \text{【同表 25行 3列】} \right]$

投資支出 繰出金（建設費） $\left[\text{【27表 25行 3列】} \right]$

(7) 支払利息

「33表地方債現在高の状況」「合計（1～29）」の「N年度元利償還額」のうち「利子」に、「14表性質別経費の状況」の「6公債費」の内訳「(2)一時借入金利子」の「決算額」を加算したものを『支払利息』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 支払利息 $\left[\text{【33表 90行 5列】} + \text{【14表 12行 1列】} \right]$

(8) 災害復旧事業費、失業対策事業費

「14表性質別経費の状況」「11投資的経費」のうち「(2)災害復旧事業費」「(3)失業対策事業費」はそれぞれ「決算額」を『災害復旧事業費』『失業対策事業費』として行政特別支出に計上する。

行政特別支出 『災害復旧事業費』 $\left[\text{【14表 21行 1列】} \right]$

行政特別支出 『失業対策事業費』 $\left[\text{【14表 22行 1列】} \right]$

第2 投資活動の部

投資収入は次の項目から構成される。

- ・国（県）支出金
- ・分担金及び負担金・寄附金
- ・財産売払収入
- ・貸付金回収
- ・基金取崩

投資支出は次の項目から構成される。

- ・普通建設事業費
- ・繰出金（建設費）
- ・投資及び出資金

- ・貸付金
- ・基金積立

1. 投資支出に充当される特定財源

(1) 国（県）支出金

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「六 普通建設事業費」、「十 積立金」、「十一 投資及び出資金」及び「十二 貸付金」の特定財源となっている「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を『国（県）支出金』として投資収入に計上する。

投資収入 国（県）支出金

国庫支出金： $\frac{\text{普通建設事業費}}{\text{【13表12行2列】}} + \frac{\text{積立金}}{\text{【同表33行2列】}} +$

$\frac{\text{投資及び出資金}}{\text{【同表34行2列】}} + \frac{\text{貸付金}}{\text{【同表35行2列】}}$

都道府県支出金： $\frac{\text{普通建設事業費}}{\text{【13表12行3列】}} + \frac{\text{積立金}}{\text{【同表33行3列】}} +$

$\frac{\text{投資及び出資金}}{\text{【同表34行3列】}} + \frac{\text{貸付金}}{\text{【同表35行3列】}}$

(2) 分担金及び負担金・寄附金

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「六 普通建設事業費」、「十 積立金」、「十一 投資及び出資金」及び「十二 貸付金」の特定財源となっている「分担金・負担金・寄附金」を『分担金及び負担金・寄附金』として投資収入に計上する。

投資収入 分担金及び負担金・寄附金

$\frac{\text{普通建設事業費}}{\text{【13表12行5列】}} + \frac{\text{積立金}}{\text{【同表33行5列】}} + \frac{\text{投資及び出資金}}{\text{【同表34行5列】}} + \frac{\text{貸付金}}{\text{【同表35行5列】}}$

2. 財産売却収入、投資及び出資金、貸付金

(1) 財産売却収入

「04表歳入内訳」 「22財産収入」のうち「(2)財産売却収入」の「決算額」を『財産売却収入』として投資収入に計上する。

投資収入 財産売却収入 $\frac{\text{決算額}}{\text{【04表02行22列】}}$

(2) 投資及び出資金

「30表貸付金、投資及び出資金の状況」の「Ⅱ投資及び出資金」のうち「N年度歳出決算額」を『投資及び出資金』として投資支出に計上する。

投資支出 投資及び出資金 $\frac{\text{歳出決算額}}{\text{【30表16行2列】}}$

(3) 貸付金及び貸付回収金

「30表貸付金、投資及び出資金の状況」の「I 貸付金」のうち「N年度歳出決算額」を『貸付金』として投資支出に、「回収元金」を『貸付金回収』として投資収入に計上する。

投資支出 貸付金 歳出決算額
【30表01行2列】

投資収入 貸付金回収 回収元金
【30表01行9列】

3. 基金取崩、基金積立

基金取崩は次の項目から構成される。

- ・その他特定目的基金
- ・定額運用基金
- ・借入金の繰入

基金積立は次の項目から構成される。

- ・その他特定目的基金
- ・定額運用基金
- ・返済的繰出

その他特定目的基金は「29表基金の状況」「積立基金」「3 その他特定目的基金」の「N年度取崩し額」を『基金取崩』として投資収入に、「N年度歳出決算額」及び同「歳計剰余金処分によるもの」を『基金積立』として投資支出に計上する。

投資収入 基金取崩 『特定目的基金』 N年度取崩し額
【29表03行3列】

投資支出 基金積立 『特定目的基金』 N年度歳出決算額
【29表02行3列】

投資支出 基金積立 『特定目的基金（歳計積立）』 歳計剰余金処分によるもの
【29表04行3列】

定額運用基金は「29表基金の状況」「定額運用基金」「合計（1～2）」の「N年度取崩し額」を『基金取崩』に、「N年度歳出決算額」を『基金積立』に計上する。

投資収入 基金取崩 『定額運用基金』 定額運用基金取崩額
【29表03行7列】

投資支出 基金積立 『定額運用基金』 N年度歳出決算額
【29表02行7列】

基金からの借入金の繰入は「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「8基金」「繰入金」「1借入金の繰入」を『基金取崩』に計上する。また、これに対する返済的な

繰出しについて、「8 基金」「繰出金」「合計 (1~6)」から「29表基金の状況」「歳出決算額」の「定額運用基金」「合計 (1~2)」を減算した額を『基金積立』に計上する。

投資収入 基金取崩 『借入金的繰入』 基金からの借入金的繰入
【27表 23行 9列】

投資支出 基金積立 『返済的繰出』 基金へ繰出 定額運用基金歳出決算額
【27表 23行 7列】 - 【29表 2行 7列】

4. 建設事業費

(1) 普通建設事業費

「13表歳出内訳及び財源内訳 (その7)」「六 普通建設事業費」の「歳出合計」を『普通建設事業費』として投資支出に計上する。

投資支出 普通建設事業費 歳出合計
【13表 12行 1列】

(2) 繰出金 (建設費)

「27表公営企業 (法非適) 等に対する繰出し等の状況」「総計 (1~9)」のうち「3 建設費繰出」を『繰出金 (建設費)』として投資支出に計上する。

投資支出 繰出金 (建設費) 建設費繰出総計 (1~9)
【27表 25行 3列】

第3 財務活動の部

財務収入は次の項目から構成される。

- ・ 地方債
- ・ 翌年度繰上充用金

財務支出は次の項目から構成される。

- ・ 元金償還額
- ・ 前年度繰上充用金

1. 地方債及び元金償還額

「05表収入の状況」「26 地方債」の「決算額」を『地方債』として財務収入に計上する。これは「33表地方債現在高の状況」「合計 (1~29)」の「N年度発行額」と同じである。同表「合計 (1~29)」の「N年度元利償還額」のうち「元金」は『元金償還額』として財務支出に計上する。

財務収入 地方債 決算額 N年度発行額
【05表 29行 1列】 = 【33表 90行 2列】

財務支出 元金償還額 元利償還額(元金)
【33表 90行 4列】

2. 翌年度繰上充用金及び前年度繰上充用金

(1) 翌年度繰上充用金

翌年度繰上充用金が計上されている場合（「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金（△）」が負数である場合）は、これを『翌年度繰上充用金』として財務収入に計上する。

財務収入 翌年度繰上充用金 歳出合計
【13表 40行 1列】

(2) 前年度繰上充用金

「14表性質別経費の状況」「10前年度繰上充用金」の「決算額」を『前年度繰上充用金』として財務支出に計上する。

財務支出 前年度繰上充用金 決算額
【14表 16行 1列】

第4 参考情報（残高情報）

1. 積立金等

積立金等は次の項目から構成される。

- ・現金預金
- ・その他特定目的基金

(1) 現金預金

現金預金の内訳には歳計現金、財政調整基金、減債基金の3つがある。

歳計現金は「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金（△）」を記載する。ただし、当該数値が負数である場合は0となる。

財政調整基金は「29表基金の状況」「N年度末現在高」のうち、「1財政調整基金」を記載し、減債基金は同じく「2減債基金」を記載する。

現金預金 『歳計現金』 歳出合計
【13表 40行 1列】（ただし、歳計現金 \geq 0）

現金預金 『財政調整基金』 N年度末現在高
【29表 06行 1列】

現金預金 『減債基金』 N年度末現在高
【29表 06行 2列】

(2) その他特定目的基金

その他特定目的基金は「29表基金の状況」「N年度末現在高」のうち「3 その他特定目的基金」を記載する。同表「調整額」のうち「3 その他特定目的基金」をその他特定目的基金の調整額として内書する。

その他特定目的基金	N年度末現在高 【29表06行3列】
調整額	調整額 【同表05行3列】

2. 地方債現在高

地方債現在高は「33表地方債現在高の状況」「合計(1~28)」の「差引現在高」を記載する。

地方債現在高	差引現在高 【33表90行9列】
--------	---------------------

3. 有利子負債相当額**(1) 翌年度繰上充用金**

翌年度繰上充用金は、歳出が歳入を上回った場合、すなわち「13表歳出内訳及び財源内訳(その7)」「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金(△)」が負数の場合、その絶対値を記載する。

翌年度繰上充用金	歳出合計 【13表40行1列】
----------	--------------------

(2) 債務負担行為に基づく翌年度支出予定額

健全化判断比率等算定様式の総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「債務負担行為に基づく支出予定額」を記載する。

(3) 公営企業会計等の資金不足額

公営企業会計等の資金不足額は次の項目から構成される。

- ・ 公営企業会計の資金不足額
- ・ 公営企業会計以外の公営事業会計の資金不足額
- ・ 一部事務組合等の資金不足額

① 公営企業会計の資金不足額

健全化判断比率等算定様式の2①表「公営企業会計に係る資金不足額等」における「法適用企業」及び「法非適用企業」の各特別会計において「(6)令3条1項の額・令4条の額」が正数の場合にその合計額を記載する。

②公営企業会計以外の公営事業会計の資金不足額

健全化判断比率等算定様式の総括表②「連結実質赤字比率等の状況」における「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」のうち「実質収支額」が負数の場合の絶対値を合計した額を記載する。

③一部事務組合等の資金不足額

健全化判断比率等算定様式の総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「組合等連結実質赤字額負担見込額」を記載する。

(4) 設立法人の負担額等負担見込額

健全化判断比率等算定様式の総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「設立法人の負債額等負担見込額（地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人、第三セクター等）」を記載する。

卷 末 資 料

I 決算統計・行政キャッシュフロー計算書対応表（市町村）

■主要分析指標■

債務償還可能年数（年）	$【122】 \div 【55】$
実質債務月収借率（月）	$【122】 \div (【41】 \div 12)$
積立金等月収借率（月）	$【135】 \div (【41】 \div 12)$
行政経常収支率（%）	$【55】 \div 【41】$

式等	表	行	列	補足説明
	05	01	1	実質債務÷行政経常収支
	05	02	1	実質債務÷(行政経常収入÷12ヶ月)
	05	03	1	積立金等残高÷(行政経常収入÷12ヶ月)
	05	11	1	行政経常収支÷行政経常収入

※ プライマリーバランス

歳入	①	【02表01行1列】
地方債	②	【04表02行47列】
繰越金	③	【04表02行31列】
基金取崩	④	【29表03行1列】(財政調整基金)
	⑤	【29表03行2列】(減債基金)
	⑥ (④+⑤)	基金取崩(財調・減債)
歳入差引(A)		①- (②+③+⑥)
歳出	⑦	【02表01行2列】
公債費	⑧	【14表09行1列】(公債費計)
	⑨	【14表12行1列】(一時借入金利息)
	⑩ (⑧-⑨)	公債費差引(一時借入金利息除く)
基金積立	⑪	【29表02行1列】(財政調整基金)
	⑫	【29表02行2列】(減債基金)
	⑬ (⑪+⑫)	基金積立(財調・減債)
歳出差引(B)		⑦- (⑩+⑬)

■行政活動の部■（行政経常収入）

No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
【1】	05	01	1	1	【04表01行1列】も同数字	
【2】	合計【3】+【4】+【5】+【6】+【7】+【8】+【9】+【10】+【11】+【12】					
【3】	05	02	1	1	【04表01行2列】も同数字	
【4】	05	03	1	1	【04表01行10列】も同数字	
【5】	05	04	1	1	【04表01行11列】も同数字	
【6】	05	05	1	1	【04表01行12列】も同数字	
【7】	05	07	1	1	【04表01行14列】も同数字	
【8】	05	08	1	1	【04表01行15列】も同数字	
【9】	05	09	1	1	【04表01行16列】も同数字	
【10】	05	10	1	1	【04表01行17、18列】も同数字	
【11】	05	11	1	1	【04表01行19列】も同数字	
【12】	05	06, 12	1	1	【04表01行13列、20列】も同数字 「等」には、【04表01行13列】の分離課税所得割交付金が含まれる	
【13】	05	13	1	1	【04表01行25列】も同数字	
【14】	合計【15】+【19】+【23】+【24】					
【15】	A-(B+C)					
【16】	A	05	18	1	国庫支出金決算額	
【17】	B	13	12, 33, 34, 35	2	Aのうち、普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金の財源となっているもの(投資収入に計上【82】参照)	【82】
【18】	C	13	21, 29	2	Aのうち、災害復旧事業費、失業対策事業費の財源となっているもの(行政特別収入に計上【66】【67】参照)	【66】【67】
【19】	A-(B+C)					
【20】	A	05	20	1	都道府県支出金決算額	
【21】	B	13	12, 33, 34, 35	3	Aのうち、普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金の財源となっているもの(投資収入に計上【87】参照)	【87】
【22】	C	13	21, 29	3	Aのうち、災害復旧事業費、失業対策事業費の財源となっているもの(行政特別収入に計上【69】【70】参照)	【69】【70】
【23】	05	14	1	1	【04表01行29列】も同数字	
【24】	05	19	1	1	【04表01行66列】も同数字	
【25】	(A+B)-C					
【26】	A	05	15	1	分担金及び負担金決算額	
【27】	B	05	22	1	寄附金決算額	
【28】	C	13	12, 33, 34, 35	5	A及びBのうち、普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金の財源となっているもの(投資収入に計上【92】参照)	【92】
【29】	合計【30】+【31】					
【30】	05	16	1	1		
【31】	05	17	1	1		
【32】	合計【33】+【34】+【35】+【38】					
【33】	04	02	21	21	(【04表02行22列】の財産売却収入は投資収入に計上【93】参照)	
【34】	05	26	1	1		
【35】	A-B					
【36】	A	05	27	1	諸収入各種貸付金元利収入決算額	
【37】	B	30	01	9	Aのうち、貸付金回収元金(投資収入に計上【94】参照)	【94】
【38】	A-B					
【39】	A	05	28	1	諸収入その他決算額	
【40】	B	05	28	2, 3	Aのうち、臨時的なもの(行政特別収入に計上【56】参照)	【56】
【41】	合計【1】+【17】+【28】+【32】+【43】+【47】+【50】					

■行政活動の部■（行政経常支出）

No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
【42】	14	01	1	1		
【43】	14	03	1	1	【89表01行9列】も同数字	
【44】	14	04	1	1		
【45】	14	05	1	1		
【46】	14	06	1	1		
【47】	A-(B+C)					
【48】	A	27	25	7	繰出金総計・合計	
【49】	B	27	23	7	Aのうち、基金への繰出(投資支出に計上【109】参照)	【109】
【50】	C	27	25	3	Aのうち、建設費繰出(投資支出に計上【101】参照)	【101】
【51】	合計【52】+【53】					
【52】	14	11	1	1	【33表90行5列】も同数字	
【53】	14	12	1	1		
【54】	合計【42】+【43】+【44】+【45】+【46】+【47】+【51】					
【55】	差額【41】-【54】					

巻末資料 I 決算統計・行政キャッシュフロー計算書対応表

■行政活動の部(行政特別収支)

	No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
雑収入(その他)	[56]		05	28	2、3	行政経常収入(事業等収入)【40】参照	【40】
調整益(財源・減債)	[57]		29	05	1、2	プラスの場合(マイナスの場合は行政特別支出に計上【78】参照)	【78】
公営企業等からの繰入金	[58]	合計	[59] + [62]				
法非適用	[59]	A-B				繰入金総額から基金からの繰入金を除外	
	[60]	A	27	25	11		
	[61]	B	27	23	11		
法適用	[62]	A+B				借入金の繰入とその他繰入の合計	
	[63]	A	28	21	18		
	[64]	B	28	21	19		
国庫支出金	[65]	合計	[66] + [67]				
災害復旧事業費	[66]		13	21	2	行政経常収入(国庫支出金)C【18】参照	【18】
失業対策事業費	[67]		13	29	2	行政経常収入(国庫支出金)C【18】参照	【18】
都道府県支出金	[68]	合計	[69] + [70]				
災害復旧事業費	[69]		13	21	3	行政経常収入(都道府県支出金)C【22】参照	【22】
失業対策事業費	[70]		13	29	3	行政経常収入(都道府県支出金)C【22】参照	【22】
調整	[71]	A - (B+C)				通常、AはBC合計と一致するが、普通会計外で管理されている基金からの繰入等がある場合、両者は一致しないことから、この不一致を調整するために設定	
	[72]	A	27	23	10	その他繰入	
	[73]	B	29	03	4	積立金取崩額合計	
	[74]	C	29	03	7	定額運用基金取崩額合計	【97】
行政特別収入	[75]	合計	[56] + [57] + [65] + [66] + [68] + [71]				
災害復旧事業費	[76]		14	21	1	【13表21行1列】も同数字	
失業対策事業費	[77]		14	22	1	【13表29行1列】も同数字	
調整損(財源・減債)	[78]		29	05	1、2	マイナスの場合(プラスの場合は行政特別収入に計上【57】参照)	【57】
行政特別支出	[79]	合計	[76] + [77] + [78]				
行政収支(行政経常収支+行政特別収支)	[80]	合計	[55] + ([75] - [79])				

■投資活動の部

	No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
国(県)支出金	[81]	合計	[158] + [163]				
国庫支出金	[82]		13	12、33、34、35	2	行政経常収入(国庫支出金)B【17】参照	【17】
普通建設事業費	[83]		13	12	2		
積立金	[84]		13	33	2		【89】
投資及び出資金	[85]		13	34	2		【90】
貸付金	[86]		13	35	2		【91】
都道府県支出金	[87]		13	12、33、34、35	3	行政経常収入(都道府県支出金)B【21】参照	【21】
普通建設事業費	[88]		13	12	3		
積立金	[89]		13	33	3		【84】
投資及び出資金	[90]		13	34	3		【85】
貸付金	[91]		13	35	3		【86】
分担金及び負担金・寄附金	[92]		13	12、33、34、35	5	行政経常収入(分担金及び負担金・寄附金)C【28】参照	【28】
財産売却収入	[93]		04	02	22		
貸付金回収	[94]		30	01	9	行政経常収入(事業等収入)【37】参照	【37】
基金取崩	[95]	合計	[96] + [97] + [98]				
その他特定目的基金	[96]		29	03	3		
定額運用基金	[97]		29	03	7		【74】
借入金の繰入	[98]		27	23	9		
投資収入	[99]	合計	[81] + [92] + [93] + [94] + [95]				
普通建設事業費	[100]		13	12	1		
繰出金(建設費)	[101]		27	25	3	行政経常支出(繰出金(建設費以外))C【50】参照	【50】
投資及び出資金	[102]		30	16	2		
貸付金	[103]		30	01	2		
基金積立	[104]	合計	[183] + [184] + [185] + [186]				
その他特定目的基金	[105]		29	02	3		
同(歳計積立)	[106]		29	04	3		
定額運用基金	[107]		29	02	7		【110】
返済的繰出	[108]	A-B					
	[109]	A	27	23	7	行政経常支出(繰出金(建設費以外))B【49】参照	【49】
	[110]	B	29	02	7		【107】
投資支出	[111]	合計	[100] + [101] + [102] + [103] + [104]				
投資収支	[112]	差額	[99] - [111]				

■財務活動の部

	No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
地方債	[113]		33	90	2	【05表29行1列】も同数字	
翌年度繰上充用金	[114]		13	40	1	【02表01行3列】も同数字、マイナスの場合に計上(プラスの場合は歳計現金に計上)	【125】 【137】
財務収入	[115]	合計	[113] + [114]				
元金償還額	[116]		33	90	4		
前年度繰上充用金	[117]		14	16	1		
財務支出	[118]	合計	[116] + [117]				
財務収支	[119]	差額	[115] - [118]				

■収支

	No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
収支合計(行政収支+投資収支+財務収支)	[120]	合計	[80] + [112] + [119]				
償還後行政収支(行政収支-財務支出)	[121]	差額	[80] - [118]				

【参考情報（附属情報）】

■実質債務■

	No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
実質債務（=①+②-③）	【122】	合計	【123】 + 【124】 - 【132】				
①地方債現在高	【123】		33	90	9		
②有利子負債相当額	【124】	合計	【125】 + 【126】 + 【127】 + 【131】				
翌年度繰上充用金	【125】		13	40	1	マイナスの場合に計上（プラスの場合は歳計現金に計上）	【114】 【137】
債務負担行為支出予定額	【126】		健全化判断比率等算定様式 総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「債務負担行為に基づく支出予定額」				
公営企業会計等資金不足額合計	【127】	合計	【128】 + 【129】 + 【130】				
公営企業会計の資金不足額	【128】		健全化判断比率等算定様式 2①表「公営企業会計に係る資金不足額等」における「法適用企業」及び「法非適用企業」の各特別会計において「（6）令3条1項の額・令4条の額」が正数の場合に、当該正数の合計額を計上 ※行政CF計算書上、「事業区分」の事業ごとに内訳が計上されている。なお、「事業区分」が同一名でも「特別会計名」が異なれば、特別会計毎に正負を判断し、正数の会計のみ計上				
公営企業会計以外の公営事業会計の資金不足額	【129】		健全化判断比率等算定様式 総括表②「連結実質赤字比率等の状況」における「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」のうち「実質収支額」が負数の場合、当該負数の絶対値の合計額を計上				
一部事務組合等の資金不足額	【130】		健全化判断比率等算定様式 総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「組合連結実質赤字額負担見込額」				
設立法人等の負債額等負担見込額	【131】		健全化判断比率等算定様式 総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「設立法人の負債額等負担見込額」				
③積立金等（現金預金+その他特定目的基金）	【132】	合計	【133】 + 【134】				【135】
現金預金（歳計・財調・減債）	【133】		積立金等①現金預金【136】参照				【136】
その他特定目的基金	【134】		積立金等②その他特定目的金【140】参照				【140】

■積立金等■

	No	式等	表	行	列	補足説明	参照先
積立金等（=①+②）	【135】	合計	【136】 + 【140】				【132】
①現金預金	【136】	合計	【137】 + 【138】 + 【139】				【133】
歳計現金	【137】		13	40	1	プラスの場合に計上（マイナスの場合、翌年度繰上充用金に計上）	【114】 【125】
財政調整基金	【138】		29	06	1		
減債基金	【139】		29	06	2		
②その他特定目的基金	【140】		29	06	3		

Ⅱ 財政投融资改革の総点検について

(平成16年12月10日 財政制度等審議会財政投融资分科会) (抜粋)

2. 財投事業の総点検

(3) 各論

⑭ 地方公共団体・公営企業金融公庫

地方公共団体への公的資金（政府資金及び公営企業金融公庫資金）の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達には市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。具体的には、地方公共団体の資金調達力及び資金使途を踏まえた重点化が重要である。なお、赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融资の対象として相応しくない面があるものと考えられる。地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。

また、公営企業金融公庫は、これまで政府保証債等によって市場から調達した資金を公営企業等に貸し付けることにより、主として公営企業分野における政府資金の量的補完としての役割を果たしてきた。

今後、公営企業金融公庫の貸付規模・貸付分野及び政府保証のシェアについては、特殊法人等整理合理化計画の指摘等を踏まえ、これを縮減することが必要である。貸付規模等については、財投改革により財政融資資金が能動的な資金調達の仕組みになったこと、公営企業分野における政府資金の補完としての位置づけにあることから、縮減が求められる。また、公営企業金融公庫の融資審査は、地方財政法上の起債許可の審査に依存していて、公庫が直接に審査する件数は極めて少なく、その内容もヒアリングを実施しないなど、不十分であり、公営企業の事業規律の向上の観点を踏まえ、公庫自らが行う審査を質量ともに抜本的に充実強化することが求められる。さらに、地方公営企業において、政策コスト分析の趣旨を踏まえ、国民負担・住民負担の開示の拡充に向け、実効性のある取組みが行われることが重要である。

なお、地方債に関して、「暗黙の政府保証が意識されているが、地方公共団体の財務状況と資金調達コストが連動するような形で市場の規律が働くことが望ましいのではないかと」いった意見があった。また、公営企業金融公庫に関して、「個別事業に対する審査が不十分なまま政府保証を続けるのは問題である」との意見があった。

Ⅲ 「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」の概要

(平成21年7月財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

I. 検討の視点

1. 財投改革以降の環境変化

財政投融資は、抜本的な改革により、財投債の発行により資金調達を行い運用する仕組みへと転換。地方公共団体向け財政融資を巡る環境は大きく変化しており、その果たすべき役割について幅広く検討する必要。

2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応

経済金融情勢の悪化により、国・地方税収が落ち込み、地方公共団体の厳しい調達環境が続く中で、地方公共団体の資金ニーズを見極め、的確に対応する必要。

3. 地方公共団体の財務規律の向上

夕張市が財政再建団体になるなど、地方公共団体の財政状況の悪化が顕在化し、地方公共団体の財政健全化を進めるため、財務規律の向上を図る必要性が、従来にも増して高まっている。

II. 地方公共団体向け財政融資の在り方

1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給

災害復旧事業など、国が責任を持って対応すべき分野や、一般公共事業など、国の政策と密接な関係のある分野に、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給

地方公共団体の資金調達は、財投改革の趣旨を踏まえ、市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置づけることが適当。資金調達能力の低い地方公共団体については、資金の安定的確保を図る観点から、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

3. 金融市場の混乱への対応

金融市場が混乱した状況の下では、融通条件等の格差が拡大し、地方公共団体の資金調達に支障が生じる可能性もあるため、民間資金を補完する形で公的資金を供給する必要性がより高まる。

4. 地方公共団体金融機構資金との関係

財政融資資金と地方公共団体金融機構資金はいずれも「公的資金」であるが、財政融資資金は、国の信用を用いて調達するため、借り手にとって最も条件の良い長期・低利の資金であり、国が責任を持って対応すべき分野や国の政策と密接な関係のある分野については、財政融資資金を確保すべき。

5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方

赤字地方債の発行は、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべき。

6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能

「財政再生団体」等の地方公共団体について、「財政再生計画」等に基づく財政健全化策を着実に実施することを条件に、当該計画の期間内は財政融資資金により支援する必要。

Ⅲ. 地方公共団体の財務規律の向上

1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実

地方公共団体は、財務状況を十分に把握し、諸リスクも的確に管理し、住民及び資金提供者による監視が働くよう、財務状況に係る情報開示の充実に努める必要。

2. 市場規律の活用

地方公共団体の自立的な財政運営を促進し、財政健全化を図るため、市場公募債の発行等を通じた市場規律をできる限り活用すべき。

3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化

財務状況把握を更に充実させ、地方公共団体に対する事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能を強化する必要。

4. 他の施策との連携

地方公共団体の財政健全化に向けては、他の施策と十分連携して、総合的・効果的に取り組む必要。

5. 地方分権との関係

国が貸し手として、財政健全化を促す際、地方分権改革の今後の進展にも留意しつつ、各地方公共団体の責任ある自主性を尊重するとともに、過重な事務負担を避けるよう、地方公共団体の実情を踏まえて対応する必要。

6. 国の財政との関係

地方公共団体の財政状況の悪化が続けば、国の財政に影響を及ぼし、将来の地方交付税総額の安定的な確保にも支障が生じるおそれがある点に留意する必要。

Ⅳ. 財務状況把握の充実

1. 財務状況把握の指標の充実

行政キャッシュフロー計算書をベースとした現在の指標の有用性は維持しつつ、地方財政健全化法の指標との整合性をとり、充実させるべき。

- ◆ 将来負担額の構成要素を「実質債務」に反映。
- ◆ 地方財政健全化法の4指標をヒアリング対象団体選定指標として活用。

2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実

公営企業会計に係る財務状況把握については、以下のような形で充実させるべき。

- ◆ 普通会計の債務償還能力は、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力を反映。
- ◆ 上水道事業、病院事業及び下水道事業の3事業は当面の主要な対象。
- ◆ 公営企業の経営状況に係る具体的な視点も踏まえ、ヒアリング団体を選定し、オンサイトヒアリングを実施。

3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化

財務状況把握の結果をタイムリーに活用できるよう、直近の決算の状況に関するヒアリングを実施し、結果の公表を現状より概ね1年前倒しし、タイムラグを短縮すべき。

4. 分析手法の充実

人口規模別に類似団体との比較を行い、さらに人口動態や地元経済の動向を勘案するなど、分析手法を充実させるべき。

5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用

プライマリー・バランスは、地方公共団体の財政健全化に向けての一里塚と位置付けられることから、参考指標として活用すべき。

6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題

外郭団体の財務状況把握の充実についても、今後の課題として検討する必要。

V. 財務状況把握の活用

1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス

地方公共団体の財務状況が著しく悪化する前にアーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況把握の結果を分かりやすく示す文書（いわゆる「診断表」）を作成し、財務の健全化に向けた貸し手としてのアドバイス（情報提供等）を実施すべき。

2. 財務状況把握の手法の開示

財務状況把握の基本的考え方、行政キャッシュフロー計算書の作成要領、財務指標の説明、指標による分析方法等を分かりやすく解説する「財務状況把握ハンドブック」を公表すべき。

3. 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要があるか、融資審査を厳格化すべき。当該団体については、今年度より地方財政健全化法が本格的に施行されることに鑑み、同法に基づく財政健全化団体とすることが考えられる。

Ⅳ 財政投融资を巡る課題と今後の在り方について

(平成26年6月17日 財政制度等審議会財政投融资分科会) (抜粋)

Ⅶ. ガバナンスの向上

4. チェック機能の充実② (地方公共団体の財務状況把握)

(1) 現 状

地方公共団体の財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、各地方公共団体の決算統計(普通会計)を利用して作成する行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック面を重視した4つの財務指標(債務償還可能年数、実質債務月収倍率、積立金等月収倍率、行政経常収支率)を算出し、団体全体としての債務償還能力や資金繰り状況を把握するものである。

平成17年度から、市町村について、オフサイトでのモニタリングを踏まえて、オンサイトでのヒアリングを開始している。

平成21年度から、「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」を踏まえ、市町村に対して財務状況把握の結果概要(「診断表」)を交付している。これにより、財務健全化に関するアドバイス(情報提供)や財務状況の悪化に対する事前警鐘(アーリー・ウォーニング)の役割を強化している。

平成24年度から、財務状況把握の結果を融資審査に有効活用する観点から、全ての都道府県・市町村のモニタリングを実施し、更に、ヒアリング対象団体を全ての市町村に拡大したほか、都道府県についても、ヒアリングに向けた取組みを試行的に開始している。

(2) 課 題

i. 財務状況把握の充実

①モニタリング

既存のデータベースを活用し、各種財務指標や計数の変化として現れる財務状況の動きを的確に捉えることが必要である。市町村の財務指標は、実質債務・積立金等のストック指標は概ね改善傾向である一方、行政経常収支(フロー指標)は悪化している状況の下、各団体の個別変化に着目した分析・検証が必要である。

②ヒアリング

団体等の事務負担に配慮しつつ足下の財務状況を的確に把握するとともに、収支計画による将来の財務状況の見通しの確認や財務の健全化のために有効な情報等の収集・提供に努めるなど、効果的・効率的な実施が必要である。

③診断表の作成・交付

団体に対する財務健全化に関するアドバイスのための重要なツールであり、団体(既に約7割近い市町村に交付)における有効活用を促進する必要がある。

④都道府県向け

大口の貸付先である都道府県向け財務状況把握については、市町村と同様の分析手

法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえ、ノウハウの蓄積を図る必要がある。

ii. 財務状況把握の活用

財務状況把握の活用状況を踏まえ、当該地方公共団体の財務規律の向上に向けた取組みにおける更なる有効活用を促進する必要がある。また、財政融資資金の融資審査においても財務状況把握を効果的に活用する必要がある。

(3) 対応

i. 財務状況把握の充実

これまでの取組みにより、地方公共団体（市町村向け）の財務状況把握は、制度的に定着してきているが、財政融資資金の償還確実性を確保する観点から、以下のとおり、さらなる財務状況把握の充実を図る必要がある。

①モニタリングの充実

団体の財務状況の的確な把握のため、引き続き、経年比較による財務指標や計数の分析・検証の充実を図る。

②ヒアリングの有効活用

団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を他の団体へ紹介するなどにより、アドバイス機能の発揮を図る。

③診断表の内容の改善

アドバイス機能の向上を図り、また、団体による有効活用（診断結果のHP・広報誌掲載や議会説明など）を促すため、引き続き、内容の改善や説明の充実（類似団体との比較など）を図る。

④都道府県向けヒアリング

平成26年度以降、ヒアリング実績を積み重ね、財務状況把握の枠組みの構築を図る。

ii. 財務状況把握の活用

財務局等においては、診断表の交付などの地方公共団体と接するあらゆる機会を活用し、各団体における財務状況把握の活用の促進に努める。

地方公共団体の財政に関心を有する者に対して、様々な機会を捉えて分析手法の説明等を行い、その周知を図る。

また、財務状況把握の結果を財政融資資金の融資審査に効果的に活用するなど、財務局等における地方公共団体向け融資実務のPDCAサイクルに、よりの確に位置づける必要がある。